

令和4年2月定例会
総務政策常任委員会会議録
令和4年3月3日～4日

場 所 第2委員会室

令和4年3月3日(木曜日)

午前10時9分開会

会議に付託された議案等

- 議案第38号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第19号)
- 議案第39号 令和3年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第40号 宮崎県公債管理特別会計補正予算(第1号)
- 議案第54号 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例の一部を改正する条例
- 議案第55号 宮崎県文化振興条例
- 議案第56号 宮崎県人権尊重の社会づくり条例
- 議案第60号 工事請負契約の変更について

出席委員(8人)

委員	長	西村	賢
副委員	長	安田	厚生
委員		星原	透
委員		中野	一則
委員		外山	衛
委員		田口	雄二
委員		井上	紀代子
委員		囷師	博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	松浦	直康
政策調整監	渡辺	善敬

総合政策部次長 (政策推進担当)	内野	浩一朗
総合政策部次長 (県民生活・文化祭担当)	矢野	慶子
総合政策課長	大東	収
広域連携推進室長	高妻	克明
秘書広報課長	平山	文春
広報戦略室長	佐々木	史郎
統計調査課長	小園	浩孝
総合交通課長	高橋	智彦
中山間・地域政策課長	川端	輝治
産業政策課長	甲斐	慎一郎
生活・協働・男女参画課長	山崎	博信
交通・地域安全対策監	川越	直海
みやざき文化振興課長	河野	龍彦
国民文化祭・障害者芸術文化祭課長	坂元	修一
人権同和対策課長	後藤	英一
情報政策課長	戸高	広信
国民スポーツ大会準備課長	井上	大輔

総務部

総務部長	吉村	久人
危機管理統括監	小田	光男
総務部次長 (総務・市町村担当)	棧	亮介
総務部次長 (財務担当)	渡久山	武志
危機管理局長 兼危機管理課長	日高	正勝
総務課長	佐藤	彰宣
人事課長	長谷川	武
行政改革推進室長	渡邊	世津子
財政課長	石田	渉
財産総合管理課長	鹿島	寛俊

税務課長 満留芳文
市町村課長 川畑敏彦
総務事務センター課長 新立賀津雄
消防保安課長 佐藤勝重

会計管理局

会計管理者兼
会計管理局長 横山幸子
会計管理局次長 齋藤謙
会計課長 藤井博文
物品管理調達課長 小田三和子

人事委員会事務局

事務局長 福嶋清美
総務課長 三井芳朗
職員課長 湯地正仁

監査事務局

事務局長 阪本典弘
監査第一課長 齊藤郁宏
監査第二課長 田代暢明

議会事務局

事務局長 酒匂重久
事務局次長 日高民子
総務課長 濱崎俊一
議事課長 児玉洋一
政策調査課長 鬼川真治

事務局職員出席者

議事課主査 増本雄一
議事課主事 山本聡

○西村委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程であります、日程案につきましてはお手元に配付のとおりであります、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本委員会に付託を受けました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○松浦総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず初めに、お礼を申し述べさせていただきます。2月8日に国文祭・芸文祭の実行委員会、第8回の総会を開催いたしました。中野議長、安田副委員長に御出席を賜りました。誠にありがとうございました。

総会で御報告いたしました大会の成果は関係者と共有いたしまして、今回御審議いただきます文化振興条例をはじめとして、今後の文化振興や地域振興に生かしていく考えでございます。引き続き、委員の皆様には、御指導、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日御審議いただきます議案等の概要について御説明させていただきます。

お手元の総務政策常任委員会資料を御覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、目次を御覧ください。

まず、Ⅰ、予算議案であります。令和3年度2月補正予算、議案第38号が一般会計の補正でございます。第39号が開発事業特別資金特別会計の補正でございます。

右の1ページを御覧ください。

各課ごとの補正の状況を整理した表でございます。一般会計の表の下のほうであります、

計の欄を御覧ください。

今回お願いいたします補正額は、総合政策部全体で15億2,009万7,000円の減額であります。これは、国庫補助決定に伴うものや執行残による減額、それから増額としては、コロナ禍や燃油価格高騰による長距離物流網全体の負担軽減を図る事業について増額補正をお願いするものであります。これによりまして、欄の右端の補正後の額であります。部全体として181億1,252万2,000円となります。

その下の表でございます。開発事業特別資金特別会計であります。今回お願いいたします補正額は534万6,000円の増額であります。これは、株式配当金の増額及び一般会計への繰出額の確定などによるものであります。これによりまして、補正後の額であります。2,638万2,000円となります。

ページをおめくりいただき、2ページでございます。

今回、繰越し等について一連のお願いをしております。

まず、2の繰越明許費補正の追加で2件お願いしております。長距離物流網維持のための海上輸送安定運航支援事業、それから県立芸術劇場大規模改修事業、この2件につきまして4億4,134万6,000円の繰越しをお願いするものであります。

次に、3の繰越明許費補正の変更であります。県営スポーツ施設整備事業に関しまして3億7,370万円の増額補正をお願いするものでございます。

4の債務負担行為補正の追加で2件お願いしております。令和3年度公共交通事業者等特別利子補給事業、それから県営スポーツ施設整備事業のプールの既存施設解体工事の2件につい

て追加をお願いするものであります。

目次にお戻りください。

Ⅱ、特別議案につきましては、4件お願いしております。

まず、議案第54号「宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例の一部を改正する条例」、それから議案第55号「宮崎県文化振興条例」、それから議案第56号「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」、それから議案第60号「工事請負契約の変更について」の4件であります。

その下のⅢ、その他報告事項は2件でございます。次期総合計画長期ビジョン骨子案の概要と国民スポーツ大会に向けた準備状況についての2件であります。それぞれの詳細につきましては、担当課長から後ほど御説明いたします。

私からの説明は以上であります。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○西村委員長 次に、予算議案、特別議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○大東総合政策課長 私からは、まず、総合政策部の繰越明許費補正及び債務負担行為補正について御説明させていただきます。

お手元の常任委員会資料2ページを御覧ください。

各事業の詳細でございます。2の繰越明許費補正（追加）で2事業、合計4億4,134万6,000円の繰越しをお願いしております。

まず、1つ目の長距離物流網維持のための海上輸送安定運航支援事業でございます。これは、国の地方創生臨時交付金を活用しまして、新型コロナウイルス感染症対策等としまして、今回補正予算をお願いしているものでございます。事業実施期間の関係から、令和4年度への繰越

しをお願いするものでございます。

次の県立芸術劇場大規模改修事業につきましては、県立芸術劇場の空調設備の改修や場内監視カメラ、ディスプレイ等の更新を行うための事業でありまして、コロナの影響による半導体不足や必要な部品調達の遅れなど、工法の検討や関係機関との調整等に日時を要しましたことから、繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、3の繰越明許費補正(変更)でございまして、

9月議会で追加のお願いをいたしました、県有スポーツ施設整備事業につきまして、今回3億7,370万円の増額変更をお願いしております。これは、陸上競技場の造成工事で発生しました土砂の搬出先の調整など、関係機関との調整に日時を要したことによるものでございます。

最後に、4の債務負担行為補正(追加)でございまして、

令和3年度公共交通事業者等特別利子補給事業につきましては、令和3年度当初予算でお願いしました事業の後年度の支援分につきまして、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金を財源としまして、令和7年度までの限度額5,548万9,000円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次の県有スポーツ施設整備事業につきましては、来年度のプール本体工事の着工までに既存施設の解体を行う必要がございますので、工事に必要な予算として、令和4年度まで限度額2億円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、当課の補正予算について御説明させていただきます。

お手元の令和3年度2月補正歳出予算説明資料の11ページをお開きください。

総合政策課の2月補正額につきましては、この表の一番上、左から2列目、補正額の欄であります。総額で7,962万8,000円の増額補正をお願いしております。補正後の予算額は、右から3列目の欄、14億9,086万5,000円となっております。補正額の内訳といたしましては、一般会計が7,428万2,000円の増額、特別会計が534万6,000円の増額であります。

それでは、補正の主な内容について御説明いたします。

13ページをお開きください。

まず、(事項)職員費970万円の増額につきましては、本年度当初の組織改正に伴い、職員数が増加したことによるものでございます。

次に、(事項)総合企画調整費410万円の減額は、5月に本県で開催を予定しておりました九州地方知事会が来年度に延期されたことなどによるものでございます。

次に、一番下の(事項)県外事務所費485万5,000円の減額は、コロナの影響による各県外事務所での出張機会の減少や借上げ車の使用料節減等によるものでございます。

続きまして、14ページをお開きください。

(事項)県計画総合推進費7,838万2,000円の増額でございます。説明欄2の宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金積立金の7,986万1,000円の増額によるものでございます。これは、国の地方創生臨時交付金を活用しまして、コロナによる影響を受けた事業者を支援するために、金融機関からの融資を受けた際に生じる利子や信用保証料の負担軽減を図るため、必要な経費を基金に積み立てるものであります。今回、令和3年度の事業費が確定したことに伴い、増額するものでございます。

次の(事項)エネルギー対策推進費245万1,000

円の減額は、説明欄の水素エネルギー利活用促進モデル事業におきまして、出展予定のイベントの開催中止や、水素エネルギーの利用拡大に資する研究等への補助金を公募し、交付決定した結果によるものでございます。

次に、15ページを御覧ください。

開発事業特別資金特別会計でございます。

中ほどの(事項)積立金788万円の増額は、九州電力の株式の配当金の増によるものでございます。

次に、その下の(事項)繰出金245万1,000円の減額は、先ほど御説明しました当課の水素エネルギー利活用促進モデル事業の事業費が減額となったことから、その財源である一般会計への繰出金を減額することによるものでございます。

予算については以上でございます。

続きまして、特別議案について御説明いたします。

常任委員会資料にお戻りいただきまして、5ページを御覧ください。

宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例の一部を改正する条例についてでございます。

1の改正理由でございます。新型コロナの影響によりまして事業活動に支障が生じている事業者等に対し、引き続き利子補給等の支援を行うため、基金の設置期間の延長を行うものでございます。参考として、下の表に現在実施中の事業を記載しております。このうち、上から3つ目です。みやざきの農を支えるひなた資金融通事業につきまして期間を1年延長しまして、令和9年3月31日まで事業を行うこととしております。このため、2の改正内容にありますとおり、附則で定めます基金の設置期間を1年延

長しまして、令和9年6月30日までとするものでございます。施行期日については公布の日としております。

総合政策課の説明は以上でございます。

○平山秘書広報課長 秘書広報課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の17ページをお開きください。

秘書広報課の補正額は、左から2列目の欄、2,716万6,000円の減額で、補正後の額は、右から3列目ではありますが、5億3,690万7,000円となります。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

19ページをお開きください。

まず、表の上から8段目の(事項)秘書業務費316万3,000円の減額であります。これは、主に新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、各種行事が中止となったことに伴い、知事や副知事の交際費などの活動経費に執行残が生じたものであります。

次に、3段下の(事項)広報活動費1,854万9,000円の減額であります。主なものといたしまして、説明欄5の広報活動事業1,381万1,000円の減額であります。これは、国民文化祭・全国障害者芸術文化祭における皇室関係経費のうち、天皇皇后両陛下の開会式の御出席がオンラインになったことに伴いまして、報道取材に係る活動経費などに執行残が生じたものであります。

次に、一番下の(事項)広聴活動費555万8,000円の減額であります。

次のページをお開きください。

これは、主に説明欄1の広聴体制充実事業におきまして、会計年度任用職員に係る雇用経費

を職員費に振り替えたことによるものであります。

秘書広報課は以上であります。

○小園統計調査課長 統計調査課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の21ページをお願いいたします。

統計調査課の補正額は、左から2列目、4,831万円の減額であります。これにより、補正後の額は、右から3列目、2億8,649万5,000円となります。

補正の主な内容について御説明いたします。

23ページをお開きください。

上から5段目の(事項)職員費につきましては、1,201万4,000円の減額であります。これは、人事異動による職員構成の変化等に伴いまして執行残が生じたものであります。

24ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)商工統計調査費でございますが、129万3,000円の減額であります。これは、次年度に行う工業統計調査の準備に要する経費として予算を計上していたところですが、この調査が令和4年度以降は国が直轄で実施する経済構造実態調査の中で行われることとなったため、今年度の準備調査はなくなり、全額を減額するものであります。

次に、1つ下の(事項)委託統計諸費でございますが、649万1,000円の減額であります。

主なものとしましては、説明欄の2の一般事務費、5の委託調査業務共通経費でございますが、国の委託費の交付決定に伴う減額及び職員研修の旅費等に執行残が生じたものであります。

次に、1つ下の(事項)経済センサス費でございますが、1,896万円の減額であります。これは、5年に一度実施される経済センサス活動調

査に要する経費でございますが、こちらにつきましても、国の委託費の交付決定に伴う減額及び審査等に要する経費に執行残が生じたものであります。

統計調査課は以上でございます。

○高橋総合交通課長 当課の補正予算につきまして御説明いたします。

引き続き、令和3年度2月補正歳出予算説明資料の27ページをお願いいたします。

総合交通課の補正予算につきましては、左から2列目でございますけれども、総額で6,963万8,000円の増額補正をお願いしております。補正後の額は、右から3列目でございますが、20億2,058万4,000円となります。

補正の主な内容につきまして御説明いたします。

29ページをお願いいたします。

まず、中ほどにございます(事項)広域交通ネットワーク推進費につきまして、4億1,882万2,000円の増額であります。増額の理由となっております説明欄の5、新規事業、長距離旅客航路安定維持支援事業と6の新規事業、長距離物流網維持のための海上輸送安定運航支援事業につきましては、常任委員会資料で後ほど御説明させていただきます。

次に、下のほうにございます(事項)地域交通ネットワーク推進費につきましては、3,158万1,000円の減額であります。

主な内容といたしましては2つございます。

まず、1つ目につきましては、説明欄の1、地方バス路線等運行維持対策事業で1,277万5,000円を減額するものでございます。これは、コロナ禍に伴いまして地域間幹線系統の運行回数が昨年と比較して減少したことなどによるものでございます。

30ページをお願いいたします。

2つ目は、5、公共交通事業者等特別利子補給事業につきまして、1,407万6,000円を減額しております。これは、コロナ交付金を活用した様々な事業者支援策があったことに加えまして、公共交通事業者等による資金借入れが年度後半に集中し、補助対象となる利息の額が当初見込みより下回ったことによるものでございます。

次に、その下の(事項)航空交通ネットワーク推進費の説明欄2、公共交通需要回復プロジェクト事業につきまして、2億7,814万7,000円の減額であります。これは、新型コロナウイルスの影響によりまして、利用促進事業が中断せざるを得なかったことによりまして執行残が生じたものでございます。

それでは、新規事業について御説明いたします。資料が変わりまして、常任委員会資料の3ページをお願いいたします。

まず、1つ目でございます。新規事業、長距離物流網維持のための海上輸送安定運航支援事業でございます。

1、事業の目的・背景でございますが、長距離フェリーやRORO船による海上輸送と、これを利用するトラック事業者による長距離物流網を維持していくことにつきましては、大消費地まで県産品を安定的かつ効率的に輸送するために極めて重要でございます。しかしながら、海上輸送事業者につきましては、コロナ禍による国内貨物需要の落ち込みに加えまして、燃油価格の高騰により運航費用が増大した影響を受けまして、極めて厳しい経営状況でございます。

こうした状況の中で、海上輸送事業者につきましては、燃料コスト増大分の一部を利用者であるトラック運賃に転嫁せざるを得ず、長距離物流網全体で負担が増大している状況でございます。

ます。このため、フェリーとRORO船に対しまして、燃油高騰を理由としたトラック事業者への運賃転嫁を緩和するための補助を行い、航路の安定運航及び長距離物流網の維持を図っていくものでございます。

2の事業の概要でございます。

まず、(1)予算額につきましては3億4,200万円、財源は国の地方創生臨時交付金を活用しております。事業期間につきましては、ここでは令和3年度とさせていただいておりますが、冒頭で御説明がございましたとおり、燃油高騰につきましてはしばらく続く可能性がございます。また、コロナの状況も不透明でございますことから、一部予算を来年度に繰り越しまして、令和4年度まで事業を実施することとしてございます。

(4)の事業内容でございます。長距離物流網の維持に向けた船舶運航支援としておりますけれども、燃油高騰を理由としたトラック事業者への運賃転嫁を緩和するため、フェリーとRORO船に対しまして補助を行うものでございます。効果といたしましては、海上輸送事業者の運航費用の負担軽減を図ることで、トラック事業者に対する運賃転嫁が緩和され、長距離物流網全体が安定的に維持されると考えております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

2つ目をお願いしております新規事業、長距離旅客航路安定維持支援事業であります。

まず、事業の目的・背景でございます。新型コロナウイルスの全国的な感染拡大の影響により、長距離フェリー航路の運航事業者は極めて厳しい経営状況でございます。このため、運航を継続していくために、毎月または年度末に、事業者が県に対して港湾施設使用料を納付しております。

けれども、その港湾施設使用料相当分に対しまして補助を行うことで、航路の維持と経営の早期回復につなげ、長距離フェリー航路の安定を図るというものでございます。

2の事業の概要でございます。予算額は8,000万円、財源は国の地方創生臨時交付金、事業期間につきましては令和3年度としてございます。

(4)の事業内容でございます。コロナ前と比較した四半期ごとの減収割合に応じまして、港湾施設使用料相当額を補助するというものでございます。ここで書かせていただいておりますとおり、減収割合が50%以上の場合は全額、30%以上から50%未満である場合につきましては2分の1としております。なお、同様の例といたしまして、航空事業者に対しましては、国により空港使用料の減免が行われておりますほか、鹿児島県など他県におきましても港湾使用料に対する同様の補助が行われている状況でございます。

3の事業効果でございますけれども、運航に必要な港湾施設使用料に対し補助を行うことで、航路の維持と経営の早期回復につなげ、長距離フェリー航路の安定的な維持を図ることができると考えております。

当課の説明は以上でございます。

○川端中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課の補正予算について御説明いたします。

お手元の令和3年度2月補正歳出予算説明資料の31ページをお開きください。

当課の補正予算額は8,100万6,000円の減額補正で、補正後の額は7億7,707万8,000円となります。

補正の主なものについて御説明いたします。

33ページをお開きください。

まず、一番下の(事項)地域活性化促進費

で3,228万4,000円の減額補正であります。

34ページをお開きください。

この主なものは、説明欄の5、未来へ駆ける市町村地域づくり総合支援事業2,282万9,000円の減額補正であります。これは、市町村が地域または他の市町村と連携して実施する地域資源を生かして地域活性化に取り組む事業を支援するものでありますけれども、市町村において、コロナの影響から事業実施が困難な状況が続いたことや規模を縮小した事業があったことから、交付申請額が見込みを下回ったものであります。

次に、中ほどにあります(事項)移住・定住促進費で1,108万8,000円の減額補正であります。

主なものとしまして、説明欄の1、宮崎ひなた暮らし移住・定住促進事業1,508万9,000円の減額補正であります。これは、県外在住者に対する移住関連情報の提供や相談等を行うものですが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う移住関連イベントの中止や市町村の移住促進事業に対する補助が当初見込みを下回ったことによる事業費の執行残であります。

次に、説明欄の2、わくわくひなた暮らし実現応援事業2,823万2,000円の増額補正であります。これは、移住支援金事業を実施する市町村を支援するものでありますが、2月末日現在で141件の交付実績となるなど、2年度の72件を超えて大幅に増加している状況でございます。年度末までの申請見込みが当初予算の予定を上回る見込みであることから増額するものであります。

次に、説明欄の3、移住者受入環境整備・情報発信強化事業2,388万9,000円の減額補正であります。これは、空き家等を活用し移住希望者の受入れ環境を整える市町村を支援するとともに、本県ならではの暮らしの魅力等について情

報発信を行うものですが、市町村が行う空き家等対策計画の策定や、保有する遊休施設の改修補助申請が当初見込みを下回ったことによるものであります。

説明は以上であります。

○甲斐産業政策課長 産業政策課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の37ページを御覧ください。

産業政策課の2月補正額は4,467万4,000円の減額補正をお願いしております。その結果、補正後の予算額につきましては、右から3番目の欄ですが、9億8,467万9,000円となります。

それでは、主な事業について御説明いたします。

39ページをお開きください。

まず、中ほどの欄の(事項)産業政策総合推進費であります。3,795万円の減額であります。

主な内容としまして、説明欄の4、ポストコロナを切り開く新たなフードビジネス支援事業1,900万円の減であります。これは、ポストコロナ社会に対応するためのデジタル技術や、設備機器導入等を行う食品製造事業者への支援を行うものであります。1事業者から採択決定後に辞退の申入れがあったことから、この分を減額するものであります。

次に、説明欄の5、地域の産業資源を活用した新たな雇用の場創出事業1,324万8,000円の減であります。これは、コロナウイルス感染症の影響を受けた産業の再生を図るため、業種転換や多角化等により、離職者等を受け入れる雇用の場の創出や雇用の維持につながる取組を行う事業者を支援するものであります。これは、事業者からの申請が当初の見込みを下回ったことなどに伴い減額するものであります。

次に、その下の(事項)みやざき地域活性化

雇用創造プロジェクト推進費であります。2,059万4,000円の減額となっております。

主な内容としまして、説明欄の1、県内企業就職促進支援事業1,629万2,000円の減であります。これは、県内企業が行う採用やマッチング機会の創出等を図る事業であります。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、企業が当初予定していました採用活動ができなかったことなどに伴い、事業者からの補助申請が見込みを下回ったことから減額するものであります。

次のページをお開きください。

一番上の(事項)みやざき地方創生若者定着促進費でありますけれども、896万円の増額となっております。

主な内容としまして、説明欄の1、大学を中心とした産業人財育成拠点構築事業690万1,000円の減であります。これは、産業人財育成プラットフォーム事務局である宮崎大学を核として、産業人財育成・確保の取組を企画・運営する体制を構築する事業でありますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、企業と学生の交流機会を予定どおり設けられなかったことなどに伴い減額するものであります。

次に、説明欄の2、みやざき産業人財確保支援基金事業1,718万3,000円の増であります。これは、県内企業に就職した若者に対して、奨学金の返還支援金を交付する事業であります。この事業を応援することを目的とした企業版ふるさと納税寄附金について、奨学支援金の財源となるみやざき産業人財確保支援基金に積み立てるため、増額するものであります。

説明は以上であります。

○山崎生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の41ページをお願いいたします。

当課の補正額は1,071万5,000円の減額で、補正後の額は右から3列目の4億5,300万4,000円となります。

43ページをお開きください。

補正の主な内容について御説明いたします。

ページ中ほどより少し上になりますが、(事項)職員費が193万3,000円の減額であります。

おめくりいただきまして44ページをお願いいたします。

中ほど、同じく(事項)職員費ですが、こちらは700万1,000円の増額になっております。これらは、主に人事異動に伴う職員構成の変化などによるものであります。

次に、同じページが一番下、(事項)消費者支援対策費687万7,000円の減額であります。

主なものとしまして、次の45ページの一番上、説明欄3、消費者被害防止・解決支援費529万4,000円の減額であります。これは主に消費生活啓発相談員の報酬や共済費、旅費等の執行残によるものであります。

次に、同じページの中ほど、(事項)消費者行政交付金事業費212万2,000円の減額であります。これは主に、コロナの影響に伴う事業の中止や縮小によりまして旅費等の執行残が生じたことや、消費者行政強化に係る市町村への補助金交付額が減となったものであります。

当課の説明は以上であります。

○河野みやざき文化振興課長 みやざき文化振興課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の47ページをお開きください。

みやざき文化振興課の補正額は、左から2列目、補正額の欄であります。9億5,302万5,000

円の減額であります。補正後の額は、右から3列目の欄、78億6,783万5,000円となります。

主な内容について御説明いたします。

49ページをお開きください。

まず、上から5段目、(事項)職員費1,163万3,000円の減額及び下から4段目、費目は異なりますが、同じく(事項)職員費1,845万8,000円の増額であります。これらは人事異動に伴う職員構成の変化等によるものであります。

次に、一番下の(事項)県立芸術劇場費3,126万5,000円の減額であります。

次の50ページをお開きください。

一番上、主なものとして、説明欄の1の県立芸術劇場大規模改修事業費3,102万2,000円の減額につきましては、県立芸術劇場の空調設備改修工事等に係る入札残などによるものであります。

次に、中ほどの(事項)文化活動促進費590万8,000円の減額であります。説明欄にありますように、宮崎県芸術文化協会補助の216万1,000円の減額につきましては、国文祭・芸文祭の準備のために芸術文化協会に派遣した職員の引揚げによるものであります。その他は、コロナの影響による事業規模の縮小などであります。

下から2段目、(事項)記紀の文化資源事業費361万円の減額であります。これもコロナの影響によりまして事業の一部の実施が困難となったことによる執行残であります。

51ページをお開きください。

上から4段目、(事項)私学振興費9億1,843万6,000円の減額であります。

主なものであります。説明欄1の私立学校振興費補助金2億1,973万1,000円の減額につきましては、私立学校に対して経常的経費の一部を補助しております。算定の基礎となる生徒

数が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

説明欄7の(1)就学支援金3億4,864万5,000円の減額につきましては、この就学支援金は私立高等学校等の授業料の負担軽減を図るため、世帯の所得に応じて一定額を支援しているものでありますが、対象生徒数が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

また、説明欄の9、私立専門学校授業料等減免事業2億5,916万3,000円の減額につきましては、私立専門学校に対し、低所得者世帯の生徒を対象とする授業料等の減免に要する費用を補助しておりますが、その対象生徒数が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

続きまして、常任委員会資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

議案第55号「宮崎県文化振興条例」について御説明いたします。

まず、1の制定理由につきましては、国文祭・芸文祭の開催による文化に対する関心の高まりなどを一過性のものとせず、今後も文化の振興等を図っていくため、制定するものであります。

2の条例の概要を次の7ページで御説明いたします。

まず、1の目的であります。文化の振興及び文化により生み出される様々な価値の活用、例えば、文化を観光やまちづくりなどに生かしていくということではあります。そのような文化振興等に関して基本理念等を定めるものであります。

次の基本理念——これは文化の振興等に当たって考慮すべきこと等を規定するものであります。——県民一人一人が文化活動の主体であるという認識の下で、自主性の尊重や創造性の

尊重、能力の発揮などを規定するものであります。

その上で、3つ目にありますように、県民が等しく文化を鑑賞し、参加し、創造することができるようにすることや上から5つ目、真ん中辺りですが、郷土への誇りと愛着をもって本県の文化を将来に継承できるようにすること、さらには、本県文化の発信、交流の推進、教育の重要性、それから下から2つ目、文化と各施策との有機的な連携、一番下になりますが、関係する主体の連携・協力、こういったものが文化振興等に当たっては考慮されなければならないと規定するものであります。

次に、責任・役割であります。県につきましては、施策の総合的な策定、実施、あるいは、国や他県、市町村との連携・協力、県の場合は責務であります。ほかの主体につきましては役割でありまして、御覧のようなことに努めると規定しているところであります。

その下の基本施策であります。振興の対象となります文化を例示しております。例えば、芸術及び芸能のほか、2つ目、伝統芸能等、この中には我が国古来の伝統芸能のほか、神楽などの地域の人々による民俗芸能、その下の祭り、年中行事、神話や伝承などを例示しております。

そのほか、食文化などの生活文化や国民娯楽、一番下、文化財等を例示しているところであります。

右側は、県の施策の方向性を3つの柱立てをして規定しております。文化を実感できる環境づくりとして、文化に対する理解の醸成等のほか、県民の鑑賞等の機会の充実などを、文化を支え、育む人づくりとしまして、郷土に対する誇りと愛着の醸成、子供の感性などの育成などを、文化を活用した地域づくりとしまして、

文化を生かした地域あるいは産業の活性化などにつなげることとしております。

以上、内容としましては、11月に骨子案として御説明したものとほぼ同様であります。変更となった主な点を申し上げます。

まず、条例の名称でございます。骨子案では、仮称ではありましたが、文化芸術振興条例としておりましたが、最終は文化振興条例としたところであります。これは、当委員会で中野委員から、「本県は芸能が盛んであり、芸術を表記するのであれば芸能も入れるべきではないか、あるいは、文化の日、文化賞など、芸術や芸能を含めた文化の概念との整合が取れないのではないか」という御意見をいただき、検討をさせていただきたいと回答していたところであります。

当初、「文化芸術」としましたのは、法律が「文化芸術」となっているためであります。有識者の懇談会でも「文化」とすべきか「文化芸術」とすべきか両論ありました。結果としましては、中野委員と同様に、芸術は文化に包含されるものであるという御意見のほか、「文化」としたほうが多くの県民の手に取ってもらえるような条例になるのではないかと、あるいは、県民の幅広い文化を応援していくという意味でも文化とするほうがよいなどの意見があり、「文化振興条例」とすることに賛同いただいたところであります。

名称を法律と合わせる必要もなく、最近制定された他県の条例でも「文化」としている例もございます。県としましては、当委員会、懇談会の意見を踏まえて「文化振興条例」としたところであります。

もう一つ変わったところですが、7ページの真ん中ほどの役割であります。県民の役割につきましては、当初は文化活動を通じて積極的な役割を果たすというようにしていたところで

ありますが、文化活動は主体的な活動であり、違和感があるというような御意見が懇談会でも、また、パブリックコメントでもございました。御指摘はごもっともな部分もありまして、そこに書いておりますとおり、県民の役割としては、関心・理解を深め、文化に親しむこと等を通じて文化振興等に貢献するよう努めるとしたところであります。

6ページに戻りまして、3の施行期日は公布の日、4の(1)その他であります。これまでの取組につきましては、当委員会の報告を含め、御覧のような経過を経てきているところであります。

(2)のパブリックコメントの結果ですが、昨年うちに実施をしまして、3名の方から15件の意見をいただきました。主な意見としましては、本県には河川の流域に伝統芸能が残されている。河川が汚染されてしまえば人々の生活に影響を及ぼして、その伝統芸能も廃れてしまうので、SDGs的な視点にも目を向けてほしい。あるいは、文化施設が県央に集中しており、居住する地域によって生じる利便性の格差に配慮した対策を講じてほしい。それから、先ほど触れましたが、県民が文化活動の主体であり、自主性を尊重されるべきとしているのに、県民が文化振興等に積極的な役割を果たすという努力義務に違和感がある、あるいは、名称は国の法律と合わせて文化芸術振興条例とすべきなどの御意見があったところであります。ホームページでそれぞれ県の考え方を回答させていただいたところであります。

県としましては、来年度はこの条例に基づいて基本計画を策定することとしております。今後、この条例を土台として文化振興等を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○坂元国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 国民文化祭・障害者芸術文化祭課の補正予算案について御説明いたします。

歳出予算説明資料の53ページをお開きください。

国民文化祭・障害者芸術文化祭課の補正予算額は、左から2列目の補正額にありますとおり、7,911万8,000円の減額であります。補正後の予算額は、右から3列目、2億2,228万2,000円となります。

主な内容について御説明いたします。

55ページをお開きください。

まず、表の上から5段目の(事項)職員費は5,582万6,000円の減額であります。これは、人事異動による職員構成の変化等に伴うものであります。

その下の(事項)文化交流推進費の2,329万2,000円の減額であります。これは、説明欄1の国民文化祭開催事業の経費であります。主なものといたしましては、行幸啓の経費となります。天皇皇后両陛下におかれましては、大会の開会式にオンラインで御臨席を賜りました。このため、御来県に伴う宿泊施設の借上げ料など、不用額が生じたことによる減額であります。

説明は以上であります。

○後藤人権同和対策課長 人権同和対策課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の57ページを御覧ください。

人権同和対策課の補正予算につきましては、左から2列目の補正額の欄にありますとおり、921万9,000円の減額補正をお願いしております。補正後の予算額につきましては、右から3列目、1億1,630万6,000円となります。

主な内容について御説明いたします。

59ページをお開きください。

まず、表の上から5段目の(事項)職員費ですが、278万7,000円の減額であります。説明欄にありますとおり、職員の人件費であります。人事異動に伴う職員構成の変化により減額となったものであります。

次に、表の下から2段目の(事項)「宮崎県人権教育・啓発推進方針」推進事業費ですが、386万6,000円の減額であります。これは、説明欄1の宮崎県人権啓発センター事業における各種人権講座の講師謝金や旅費、会場使用料等の執行残及び2の地域人権啓発活動活性化事業の国庫委託の決定に伴う減額などによるものです。

補正予算の説明は以上でございます。

続きまして、議案第56号「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」について御説明いたします。

総務政策常任委員会資料の8ページを御覧ください。

まず、1、制定の理由であります。全ての人の人権が尊重される平和で豊かな社会の実現を図ることを目的として、人権施策を総合的かつ計画的に推進するための条例を制定するものであります。

議案書の63ページをお開きください。

この条例では、条例制定の背景や人権尊重の社会づくりの必要性を県民の皆様に明確に意識していただくため、冒頭に前文を設けて分かりやすく記載しております。この前文に沿って条例の趣旨と目的を御説明いたします。

本文の1行目からですが、世界人権宣言においては「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」という人類普遍の原理がうたわれており

ます。また、日本国憲法においては、基本的人権の尊重と法の下での平等の原則が定められています。

しかしながら、現実には、同和問題をはじめ、女性、子供、高齢者、障がいのある人、外国人等に関する人権問題、性的指向・性自認を理由とする人権問題など、様々な人権問題が存在しております。さらに、昨今の新型コロナウイルス感染症に関する差別や誹謗中傷、インターネットによる人権侵害など、社会情勢の変化に伴い新たに取り組むべき人権問題も生じております。

こうした様々な人権問題をぜひとも解決していかなければなりません。そのため、私たちは、ふるさと宮崎の豊かな自然と温暖な気候に育まれた思いやりとぬくもりのある県民性を生かしながら、県、市町村、県民等が力を合わせて、お互いの人権を尊重し合い、あらゆる差別を解消し、誰もが自分らしく生きていける平和で豊かな社会を実現していく必要があります。

このような背景を踏まえ、全ての人の人権が尊重される社会づくりを進めるために、この条例を制定するものであります。

この条例は、昨年3月の制定着手時点で既に制定済みでありました13都府県の人権尊重の社会づくり条例の内容を研究するとともに、現在、本県以外に包括的な人権条例の制定の動きが出てきている秋田県、愛知県、鹿児島県の情報も適宜収集しながら、全9条に取りまとめております。

この条例の概要について御説明いたしますので、常任委員会資料の9ページにお戻りください。

まず、1、目的であります。先ほど御説明しました内容と重複しますので、省略させていただきます。

次に、2、基本理念であります。①全ての人々が自己決定に基づき個性と能力を発揮して自己実現を図ることのできる社会の実現に寄与すること。②全ての人々が人権意識の高揚に努めることであらゆる差別の解消に取り組む社会の実現に寄与すること。③全ての人々がかけがえのない存在として尊重され、多様な価値観及び生き方を認め合う社会の実現に寄与すること。この3つを基本理念としております。

次に、3、各主体の責務等であります。

まず、県は、①ですが、県行政のあらゆる分野において人権を尊重し、人権施策を積極的に推進します。②ですが、国、市町村、県民及び事業者と連携して取り組みます。③ですが、人権問題に関する実態の把握に努めるとともに、実施した人権施策を毎年度公表いたします。

次に、県民・事業者は、①ですが、県民は、家庭、学校、職場、地域などの社会のあらゆる場において、また、事業者は、その事業活動に関して人権意識の高揚に努め、人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、相互に人権を尊重するよう努めます。②ですが、県民、事業者とも、県が実施する人権施策に協力するよう努めます。

次に、4、基本施策であります。

まず、①不当な差別的取扱い等の防止ですが、基本的人権の尊重の理念に照らして不合理な理由による不当な差別的取扱い、誹謗中傷その他の人権を侵害する行為——インターネットを通じて行う行為を含みます——の防止に、県、県民、事業者が相互に協力しながら取り組みます。

次に、②人権教育及び人権啓発ですが、県民それぞれの発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、人権感覚を身につけることができるよう、人権教育及び人権啓発を行いま

す。

次に、③相談支援体制ですが、人権に関する相談に応じる体制を整備するとともに、相談者に対して必要な情報の提供や助言などの支援を行います。

次に、④意見の聴取及び県民意識調査ですが、市町村、関係団体等から人権施策の推進に関する意見を聴く機会を設けるとともに、県民意識の変化を把握するため、人権に関する県民意識調査を行います。

次に、5、人権施策基本方針であります。人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となる方針を別途策定いたします。

8ページにお戻りください。

3、施行期日であります。議案を御審議いただき、議決いただけましたら、公布の日から施行というスケジュールで考えております。

次に、4、その他であります。昨年2月の県議会定例会における自由民主党の濱砂守議員からの「本県でも人権条例の制定が必要ではないか」との代表質問に対し、知事から条例の制定について検討を表明しました後、当委員会において条例制定について御報告し、取り組んできたものであります。

これまで5月から7月で計18の人権問題の関係団体等の方々から意見聴取を行い、7月から11月で大学教授、弁護士、人権擁護委員、市町村の首長等で構成する検討委員会を計3回開催し、条例の内容等について様々な角度から検討を重ねてきたところであります。

また、昨年9月の当委員会において条例の骨子案を御報告しました後、パブリックコメントを9月21日から10月20日までの1か月間実施し、3名の県民の方より10件の御意見をいただいたところであります。

パブリックコメント及び検討委員会における御意見の主な内容としましては、例えば、ポツの2つ目ですが、様々な人権課題がインターネットを介して行われている現状があることを鑑みると、インターネットによる差別的行為に対応する条文が不可欠である。ポツの3つ目ですが、第6条の人権教育及び人権啓発の中にある「発達段階」という文言は非常に重要な文言であるが、分かりづらい。今後条例に基づき策定される人権施策基本方針の中で、県民にも分かりやすいように記載を工夫してほしい。ポツの4つ目ですが、条例の理念が県民に浸透していくことが重要であるので、県民に対してどのように周知していくのかが条例制定後の一番の課題になるのではないかなどの御意見をいただいたところであります。

御意見を参考にしながら、今後の取組に生かしてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○戸高情報政策課長 情報政策課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の61ページをお開きください。

情報政策課の補正予算は2億6,325万4,000円の減額補正で、補正後の額は、右から3列目、12億8,789万9,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。63ページをお開きください。

まず、一番下の(事項)行政情報システム整備運営費ですが、1億5,506万9,000円の減額であります。主な理由としては、説明欄5の自治体情報セキュリティ強化対策事業の1億3,460万円の減額であります。この事業は、県と市町村が共同で運用しているインターネットの接続ポイントを1か所に集約し、高度なセキュリティ

一対策と監視を実施する宮崎県情報セキュリティクラウドの更新に係る構築業務委託の入札執行残等によるものであります。

次の64ページをお開きください。

上の(事項)電子県庁プロジェクト事業費ですが、1億490万1,000円の減額であります。主な理由としては、説明欄の5、行政情報システム全体最適化推進事業の8,164万9,000円の減額であります。この事業は、各業務システムごとに従来導入されていたサーバーを経費の削減等を図る目的で整備した宮崎県サーバー統合基盤に集約し、管理を行うものであります。昨年度末から今年度初めにかけて更新に係る移行作業を実施してきており、事業費の確定に伴う執行残等であります。

その下の段、(事項)地域情報化対策費ですが、386万6,000円の減額であります。主な理由ですが、説明欄1の(1)携帯電話等エリア整備事業の265万8,000円の減額であります。これは、携帯電話の基地局等を整備する市町村への補助を行う事業ですが、事業費の確定に伴い減額するものであります。

説明は以上であります。

○井上国民スポーツ大会準備課長 国民スポーツ大会準備課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の65ページをお開きください。

国民スポーツ大会準備課の補正額は、この表の左から2列目、1億4,753万円の減額であります。これによる補正後の額は、右から3列目、20億9,497万円であります。

それでは、補正の主な内容について御説明をいたします。

67ページをお開きください。

まず、表の上から5段目の(事項)職員費ですが、372万円の増額であります。これは、人事異動に伴い職員数が増えたことによるものであります。また、その下の(事項)国民スポーツ大会事業費で、1億5,125万円の減額であります。

まず、説明欄1の国民スポーツ大会開催準備費1,867万5,000円の減額であります。これは主に、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会への負担金について、新型コロナウイルス感染症の影響により県準備委員会が実施する競技役員等養成補助事業の一部が実施困難となったことなどにより減額するものであります。

次に、説明欄2の県有スポーツ施設整備事業の1億3,257万5,000円の減額であります。これは、県有主要3施設の整備について、建築工事において入札残が生じたこと等により減額するものであります。

続きまして、常任委員会資料の10ページをお開きください。

議案第60号「工事請負契約の変更について」御説明をいたします。

これは、昨年9月議会におきまして議決をいただきました新宮崎県体育館建設主体工事につきまして工事請負契約の変更を行いますことから、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、県議会の議決をお願いするものであります。

まず、1、工事請負契約の概要であります。工事名称は新宮崎県体育館建設主体工事、契約金額は、変更前の契約額が62億4,800万円、変更後の契約額が62億9,308万4,906円で、4,508万4,906円の増額であります。契約の相手方は清水・都北・内山特定建設工事共同企業体、工期は令和3年9月27日から令和7年9月30日まで

であります。

次に、2、変更理由であります。令和3年3月から適用されました公共工事設計労務単価等に係る特例措置による請負金額の変更であります。

11ページに図をお示ししてございますが、今回の特例措置につきましては、国土交通省が令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価について定めたこと等によるものでございまして、それを受けまして、県におきまして受注者に対しまして、令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価等についての運用に係る特例措置を通知したものでございます。

特例措置の適用条件は、令和3年3月1日以降に契約を行った工事等のうち、予定価格の積算に当たって、令和3年3月1日より前の公共工事設計労務単価等を適用したものであります。

本工事では、下の図のとおり、二重線の囲みのところでございますけれども、契約日が令和3年9月27日であり、予定価格の積算は、左の点線囲みのとおり、令和3年3月1日より前の旧単価を適用しておりまして、今回、受注者からの請求がありましたことから、特例措置として令和3年3月からの新単価に置き換えまして請負金額を変更するものであります。

10ページにお戻りいただきまして、3の新宮崎県体育館の概要であります。建設場所、敷地面積、構造種別等は記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

予算議案等についての質疑はありませんか。

○図師委員 委員会資料の2ページ目で繰越明許費の変更の説明をいただいたんですけども、その理由が土砂搬出先との調整に日時を要した

ことによる予算増ということなんですが、なぜ日時が延びたら搬出のための費用が大きくなるんでしょうか。

○井上国民スポーツ大会準備課長 今お話がありましたとおり、搬出先の調整等に時間を要したということですが、その結果、今年度内に予定していた事業が来年度に繰り越さざるを得なかったということでございます。

○図師委員 もうちょっと具体的に。

○井上国民スポーツ大会準備課長 繰越明許費の増額ということですが、申し上げましたように、搬出先の調整等で時間を要したことによりまして、令和3年度内に予定しておりました工事の一部が年度内に終わらないことが明らかになりましたものですから、令和4年度への繰越しということでこの増額をお願いしたところでございます。

○図師委員 つまり、工事に関係する土砂が出た。それをどこかに搬出しなきゃいけない。ただ、出る土砂の量が当初よりも多くなったがゆえに、搬出の際のトラックを増大しなきゃいけないとか、移す先の土地をさらに広く買収しないといけなくなったとか、何かそういう理由でこれは増額になっているんですか。

○井上国民スポーツ大会準備課長 土砂量の変更というよりも、どこに持っていくかの段取りに時間がかかったということでございます。

○松浦総合政策部長 この事業はもともと繰越し、年度をまたがる予定でありまして、そのスタートが遅れたので、今年度内にやれる分量というのが翌年度に移ってしまった分があるということで、その区分けが移動したというぐらいの意味合いで来年度の事業費が膨らんでしまったということなんです。

○図師委員 大体理解はできたところなんです。

ともと繰越しの計画が、今年度消化する分がずれ込んでしまった。だから、実質上、工事の増額というわけじゃなくて、数字がただ年度をまたいで動いたということですね。了解です。

続けて、委員会資料の3ページなんですけれども、フェリーに関する予算が続々と出てくる場所ですが、今回も3億4,200万円の増と。これは燃油の高騰ということで、理解できる場所ですが、積算の根拠を教えてください。

○高橋総合交通課長 この事業の対象はフェリーに加えまして、県内に本社を持っておりますRORO船、八興運輸を対象としています。これにつきましては、先ほどこの事業の趣旨自体はトラック事業者の運賃へ転嫁されていると、そのようなことをお伝えしてございますけれども、それがコロナ前と比較しまして4,000円程度上がっている状況でございます。

一方で、最近のフェリー、RORO船に実際どれぐらい台数が載っているのかを見た場合に、フェリーは80台程度、また、RORO船は50台程度でございます。そういったものを掛け合わせ、国の激変緩和措置と連動して対応しようと思っておりますので、15か月程度を掛け算した上でこの合計値となっております。

○図師委員 であればこの予算が通り次第ということで、4月1日からはこの4,000円増がなくなるという理解でいいのでしょうか。

○高橋総合交通課長 この事業自体は令和3年度からの補正としてお願いしてございますので、議決され次第、速やかに今年度内から支援を始めることとなります。

○図師委員 了解です。もう一点だけ。歳出予算説明資料の51ページ、私学助成振興の件なんですけど、これは毎年このぐらいの金額になっておろうかと思うのですが、生徒数が減少したこ

とによる減額という説明が3項目ほどあったのですが、これはどのぐらいの数が減になってこの金額になっているのか。もうちょっと教えていただければと思います。

○河野みやぎ文化振興課長 私立学校振興費補助金につきましても、それからほかの予算につきましても、生徒数の増減がありますので、ある程度の余裕を持って当初予算を組んでいるところでもあります。

あと一つだけ言いますと、振興費補助金で申し上げますれば、例えば、高校の全日制の場合が当初予算では9,536人で組んでおりましたけれども、実際に補助の対象となった積算の基礎は9,028人という形になります。これは高校の全日制の場合でありますけれども、そういう形で余裕を持って組んでいる状況でございます。

○図師委員 じゃあ、500人ぐらいの生徒の減、余裕を持った生徒数のカウントがこの2億円とか3億円という数字になっているということでしょうか。

○河野みやぎ文化振興課長 私立学校振興費補助金は、先ほど御説明しましたとおり、私立学校の経常的経費——要するに人件費でありますとか、教室で使う教材でありますとか、電気代でありますとか、そういったものに関して補助しているところがございますので、生徒1人当たりには換算しますと大体34万円ぐらい。

もちろん私立学校は授業料を取って、あるいは寄附金なども受けながら全体を運営しておりますので、全部ではありません。半分以下になるんですが、そういう単価でやっておりますので、1人当たりは34万円ぐらいということになりますので、今みたいな多額の予算となります。

○図師委員 余裕を持った積算ですが余裕があり過ぎるのかなという気がしてまして、当初

予算を組む際にもう少し精査された数字で組まれるといいのかなと思いますが、これは国庫が半分ということで、現場に支障があって不足するわけにはいかないと思われますので、こういう数字になるのかなと理解します。

○田口委員 今の私学振興費の関連ですが、実は昨年も77億円程度で予算化していたものが最終的には67億円程度と、これは今年の要因とほぼ同様だと思っていいますか。

○河野みやざき文化振興課長 そのように御理解いただいて結構だと思います。

○田口委員 先ほどの話では500人ぐらい減った。これは今後もこういうような想定をしながら予算を組んでいくんですか。

○河野みやざき文化振興課長 精査はもちろんしていきませんが、各段に生徒が増えるということはないでしょうけれども、例えば、何かの要因で私立学校の生徒数が増えた場合ということをやはり頭に置きながら予算を組んでいくことになろうかと思えます。

○田口委員 分かりました。同じく私学振興費の中で、10番目のICT教育設備整備支援事業、これはさっき説明があったかどうかは分かりませんが、4,811万円の減額になっておりますけれども、この要因は何だったんでしょうか。

○河野みやざき文化振興課長 まず、この予算に関しましては、昨年度、国の補助事業で私立学校のICTの整備の予算が組まれました。私立学校がICT整備を進めるに当たって、いろんな要因を考えて、例えば経営をこれからどうするかとか、あるいは更新をどうするかとか、昨年のうちには判断できなかったのも、県のほうでコロナの臨時交付金を使って今年度、5,000万円弱の予算を組んだところでありまして。

しかしながら、国のほうが本当は昨年で終わ

る予定だったものが繰越しになって、そちらで補助を受けたものがありまして、結果として県では執行額は130万5,000円ですので、4,800万は減額ということになりました。

○田口委員 130万円しか使われずに4,800万円以上も減額になるというのは、どのような状況でそうなったのかというのが私はよく知りませんが、これは私立学校でICT関連の整備を学校側が準備できなかったということではないんですか。

○河野みやざき文化振興課長 まず、令和2年度に私立学校においてICT整備の予算——これは国の直接の予算であります——それで3,567万7,000円使われております。そして、今年度は444万4,000円が使われておまして、先ほど申し上げましたように、これは当初に予定になかったんですが、繰越しになってそちらで使われたと。県については130万5,000円の執行にとどまったということでございます。

もう一つ申し上げれば、私立学校がICTを整備するかどうかに関しては、学校の特性が調理とか看護とか、現場でいろいろ実践するような学校もございます。それと、私も私立学校の経営者の方とお話をしましたが、やはり長期的な視点でICT整備をしていくのかどうか。パソコンを導入すれば更新の問題もあると。そういったことも考えながらやっぱり慎重に検討されるということもあるようですので、そういった結果として今の状況があるということでございます。

○田口委員 分かりましたけれども、私学のICTの設備の整備状況というのは、県立高校と比べて大体同程度と見ていいんですか。それとも私学のほうが遅れているんですか。

○河野みやざき文化振興課長 先ほど申し上げ

ましたように、私立学校においてはそれぞれ学科の特性もございます。ざっと言いますと、公立の小中学校は端末がほとんど1人1台は渡っている状況でございますが、私立の場合は2分の1程度だろうと思われま。高校については恐らく4分の1程度だろうと思っております。

県立の場合は設置者と学校が同じなんです、私立学校の場合は設置者が個別なものですから、詳細を把握するには少し調査をかけないといけないので、おおむねで言うとそんな感じの状況だと思います。

○井上委員 今のところと同じなんですけれども、授業料減免事業がこんなに減額になるのは、本当に必要としている人のところに情報がちゃんと届いているんだろうかと心配があるわけです。今議会でも貧困の問題とかはもっと精査しつつ対策を検討するべきだという御意見の議員が多かったと思うんですけれども、やっぱり実情と合っていないというか。

だから、本来は高校なり私学に行きたいと思っている中学生が活用できる状況というか、減額の理由が各学校とかの生徒減だという言い方だけでも、そういうことを裏返しすると、本当に教育を受けたいと思っているけれども受けられない状況とかに行き着くのではないかという気がしてならないんですけれども、これはあまりにも大き過ぎますもんね。だから、その辺りのところが精査された予算の組み方をされて、そして減なら減、節約した結果こうなりましたというのとはちょっと話が違うのではないかなと思うんですけれども。

○河野みやざき文化振興課長 減免事業に関しては、私立学校が減免する際の一部なりを補助する事業であります。これに関しては、私立学校と連携して対象になるような生徒——学校も

家庭の状況は就学支援金制度などの導入によってよく知っておりますので、声かけなりいろんな情報なりというのはしっかりと提供していて、例えば、証明書といった必要な書類を出してもらえないとか、そういうことはあるのかもしれませんが、それ以外は、必要な世帯に減免制度の効果は行き渡っていると思っております。精査はしてまいります。

○井上委員 ぜひこの点とかを含めて、貧困問題というのは表面化しづらいからこそ問題があるわけで、その辺りを各学校、教育部門の人たちが進学していくときにどんなふう子供たちが考えているかということなんかをもっと精査しなければいけないのではないかという思いがありますので、その辺りを含めてぜひ精査していただきたいと、これは要望しておきます。

続けて宮崎県文化振興条例なんですけれども、宮崎県の文化振興条例というのがこれから定着していき、これは大変重要な内容の条例だと思うんです。何といても条例の目的、基本理念、責務・役割というのを含めていくと、基本施策を3点にわたってきちんと組立てがしてあるわけなんですけれども、これを具現化していくことが大変重要だと思うんです。そうすると、文化振興条例というのを大事にしていだけるような風土というか、民度というのか、そういうものをつくり上げていく必要があるんですけれども、常にちょっと気になるのは、例えば市町村が同じように文化振興条例を持とうとするかどうかです。基本的なそこがちゃんとつながっていくかどうか。県民・市民に近いところにいる方たちがそういう意識を持って行政としてつくり上げていこうとされているのかどうかというのが気になる場所なんですけれども、それについてはどのようにお考えか。

○河野みやぎ文化振興課長 この条例をつくるに当たりまして、7月から8月にかけて職員が20市町村を回りました。全部は回れませんでしたけれども、その際にお伺いできたことは、一つはやっぱり国文祭・芸文祭の成果、国文祭・芸文祭をやって、文化以外のものと連携ができるようになったというところもお聞きしたところでもあります。それ以外に、県が条例をつくるのであれば、条例とまでは言いませんが、まだ文化振興の計画をつくっていないところもございまして、そういう計画をつくっていくことを検討したいという声が複数聞かれたところでもあります。

ただ、正直申し上げまして、教育委員会はございまして、市町村によっては体制的に私ども知事部局みたいに文化だけを担当するセクションはなかなかなくて、ほかの仕事の片手間で文化をやっている状況もございまして、来年度に計画をつくりましても、市町村と会議なり、聞きに行くなりしながら連携できるような方向性をこの計画の中で探っていきたいと思っております。

○井上委員 やっぱり文化の振興というのは、自治体あるいは県のありようとか、そういうのが明らかになっていく一番精神的な部分のところなので、大変重要であると私自身は思っています。先ほどの市町村の方と何回も議論をさせていただいていますという言い方は、私も大変うれしく思います。県が何かをすると、頭ごなしに何か言ってきたという、降って湧いてきたみたいに思われるところもあるんですけども、国民文化祭とかを経ての今回の条例というのがきちんと市町村の中に浸透していけば、これは宮崎県のとても大きな力になるのではないかと期待しています。市町村と語り合

うその姿勢といたしますか、市町村に本当の意味での基本理念を分かっただけ。そして、現実に県民・市民に近いところの方たちが広がっていただく、具現化していただくということを期待したいと思いますので、よろしくをお願いします。

続けて人権条例について、先ほどの文化の面と全く一緒みたいなどころもあるんですけども、今回の人権尊重の社会づくりの条例というのは、これは非常に丁寧に議論された上で、しっかりとした内容になっていますので、ぜひこの基本理念に沿ってというか——目的をきちんとされていますし、基本理念に沿ってぜひそれをやっていただきたいと思っています。そのためには、先ほどの文化の振興も同じなんですけれども、人権も市町村と一緒に、共にという思いがないとなかなか定着しないのではないかと思います。それと、私どもの中にある意識をいつもきちんと見直さない限りは人権問題というのが本当に私たちの中にすっと落ちていくかどうかというのは非常に問題のあるところです。

この中で、一つ、我が宮崎県の行政機関の中で、政策をつくり上げているときの政策の基本は人権ですので、政策をつくり上げていくときの人権という考え方が本当に各組織全体の中に定着することをぜひ求めたいと思いますけれども、市町村の関係と県庁組織内全体の政策における人権の問題の取り上げ方、考え方、そこを教えてください。

○後藤人権同和対策課長 まず、市町村の取組でございまして、市町村においても、えびの市、日向市、延岡市、小林市、木城町、この5市町でこうした人権条例を制定されて取り組まれております。本条例におきましても、人権尊重の社会づくりを進める上で市町村の果たす役割は

非常に大きなものがございますので、県・市町村が連携しながら取り組んでいきたいという考えから、第3条第2項あるいは第5条第2項に市町村との連携について規定しております。また、条例制定委員会の委員といたしまして、市長会から十屋日向市長、そして町村会から半渡木城町長にも御参加いただきまして、市町村の立場からの御意見をいただきながら検討を重ねてきたところでございます。

人権に関して既に各市町村で積極的な取組が行われておりまして、県との連携協力も進んでおります。人権尊重の社会づくりの推進に当たっては、市町村の果たす役割の重要性は十分認識しております。現在も研修講師を派遣したり、あるいは一緒に催しを開催しているところでございます。より一層の取組を進めてまいりたいと思っております。

それから、県の中での浸透でございます。県行政のあらゆる分野、もちろん知事部局もそうでございますが、教育委員会、警察本部等とも一緒になってこの条例はつくってきたところでございます。県行政のあらゆる分野において、人権の考えを基本にいろいろな施策が組み立てられるように取り組んでまいりたいと思っておりますし、現在、全幹部職員が年に1回は人権研修を夏に受けることにしており、ほぼ100%の受講率でございます。

あるいは、各所属のナンバー2が人権啓発推進委員ということで、人権同和対策課で研修のやり方を御指導いたしまして、各所属に帰って各所属でこちらがお伝えしました研修のやり方で1時間ぐらいかけて人権研修をしていただいています。なので、職員6,000人ぐらいの受講率にして病院も含めまして95%以上の職員は研修を受けていることになります。

ただ、今回、こういう条例をつくって、人権についてより一層取り組んでいこうということで、令和4年度の研修につきましてはもう一工夫していきたいと思っております。

○井上委員 ありがとうございます。私はこの条例の大変評価をしているところに、具体性として、実施した人権施策を毎年度公表することが県の責務として一つ上げてあるということと、人権に関する県民意識調査を行うとなっているわけです。これは県民の皆さんにとって、それが公表されることと、もう一つは県民がどのように意識が変わってきたのかということも含めて、自分でも精査することができる県民意識調査を行うとなっているんですけれども、これは具体的にどのように。

例えば毎年するのか、公表については毎年でしようけれども、調査についてはどのようにされていくのか。その辺りをお聞かせいただきたいと思っております。

○後藤人権同和対策課長 公表につきましては、現在も宮崎県人権教育啓発推進方針に基づく施策の実施状況については、ホームページで毎年度公表いたしております。以後は、条例に基づく人権施策基本方針を策定いたしまして、この方針の進捗状況について、引き続き毎年度公表していくことになろうかと思っております。

それと、基本意識調査でございますが、実はもう平成15年度から5年度ごとに実施しております。人権に関する県民意識調査ということで、いろんな人権分野23項目ぐらいについて調査しておりますし——あと総合政策課が行っております県民意識調査の中でも1項目、人権に関する設問を設けていただきまして、これは毎年度実施しているところでございますが——この県民意識調査は次回調査が令和5年度になります

が、人権施策基本方針の策定の前に、まずはこうした人権問題に関する最新の状況把握を行った上で人権施策基本方針策定に取り組みたいので、次回の県民意識調査は1年繰り上げて、令和4年度に実施したいと考えております。

○井上委員 次は、情報政策課のところで1つお願いしたいんですけども、自治体の情報セキュリティ強化対策事業で、クラウド関係の入札残で1億3,460万円とありましたけれども、こんなに安くなるものなんですか。

○戸高情報政策課長 これにつきましては、入札残等と申し上げたところですが、加えて設計等の委託とかを予定していたのですが、国が共通設計を示されましたので、その結果、設計の部分を委託する必要がなかった。加えて、国が標準設計を示しましたので、それに基づいて企画コンペ方式を取るところを、入札でできたというところもありまして、安く上がったことが背景にあります。

○井上委員 分かりました。最後ですが、産業政策課に教えていただきたいのは、事業名に「ポストコロナを切り開く」と頭についているわけですけども、新たなフードビジネス支援事業ということですが減額になっている理由というか、これが正当なものかどうかというのがちょっと私も分からないんですけども、どういうことでしょうか。

○甲斐産業政策課長 この事業は、コロナの交付金を頂きましてフードビジネス——特に食品製造業のところいろんな設備整備の補助を行っております。今回は全体で32社を採択したところでありましてけれども、そのうちの1社が県に申請して採択を受けるのと並行して、国より条件のいい助成金にも実は申請されていて、それが後ほど分かったということで、こちらを

取り下げられました。その分が減額となっているものでございます。

○井上委員 やはりもっと精査すべきところはあるんじゃないのかなと思います。地域の産業資源を活用した新たな雇用の場の創出事業は、雇用の場を創出していく事業なので、これもお金として残すのはもったいない内容なんです。

何かほかの方法というか、これは残さず十分に使っていただいて雇用創出の場を拡大してほしいと思う内容なんですけれども、それはなぜ使えなかったのか。

○甲斐産業政策課長 この事業はまさに飲食店とか、そういった今回コロナで影響を受けたところが、例えば業種転換や多角化といったことでビジネスを継続・発展していくことを支援する目的でつくったものでして、いろんな地域商社だとか、いろんな観光協会だとか、そういうところを対象として想定しながら、勉強会だったり、講師と一緒に学ぶというような事業でございます。

1件当たり500万円の5社を想定していたんですけども、結局、手が挙がってきたのが4社でございました。実際にいろんなところに声かけをしまして、地域でいろいろ厳しいところはあるでしょうから、ぜひこういうことを活用してやりませんかと呼びかけたのですが、そういう掘り起こしをした結果が4社にとどまっており、今回は減額となったところでございます。

○井上委員 せっかく予算を立てたら、それを効果のあるものにしていかないといけない。これはもう絶対に命題です。そういうふうにやっていたかかないといけないわけですけども、やっぱり執行残として残さないように、有効に使っていただくよう検討をお願いしておきたいと思います。

○星原委員 今回の関連なんですけど、コロナ禍の中で、経済の活性化のための予算を組みながら、今の産業政策総合推進費の1から5のようないろんな事業を掲げてあるんですけど、事業を組んだ以上は使い切るくらいでやっていかないと、コロナ禍で経済対策という関係に入るのかなと私は思うもんだから、まずはなぜ使い切らなかったのか。要するにPRというか、こういう使い方ではできますよと細かいところまで事業者にはPRできたのかなと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○甲斐産業政策課長 まず、ポストコロナを切り開くという事業、4億1,500万円ですけれども、中小企業団体中央会を通じていろんな企業にお声かけをしました。エントリーは50社、手が挙がってきた中なんですけれども、事業の中身が十分練られていなかったもの等もありながら、全体としては予算枠に大体収まるように32社の採択を行ったところであります。先ほど申し上げましたように、そのうちの1社が別のより条件のいい事業で採択になったということで辞退されたということでした。ちなみに、採択にならなかった事業者につきましては、年に何回も公募のありますほかの事業への御案内などもしております、丁寧に対応しているところでございました。

○星原委員 そこで聞きたいのですが、令和2年度でいくと産業政策総合推進費の予算が最終予算額として8億9,200万円余になっているわけです。今年の場合は最終補正後の額で4億9,400万円、もともとが前年度と違って約4億円近くの減額になってきているんです。だから、前年度がこの説明資料の中にあるような1から5みたいな政策だったのか、まるっきり違ういろんな事業だったのか。

前年度にそれだけ使っているのであれば、この厳しい中であれば、そういう予算を組むべきだったんじゃないかなとも思いますし、前年度は8億9,000万円余も使っていて、今回は4億円近く減額になっている。その辺の2年度と3年度の違いはどう考えたらいいですか。

○甲斐産業政策課長 昨年度、コロナ直後にプレミアム付食事券の事業を当課でやっておりまして、その分が随分膨らんだところもございました。その後、事業は国のG o T o イート事業等に引き継いでいったということで、今年度はその分が大きく減額になっています。

そもそもうちの事業はコロナ関係の事業で相当膨らんできているところでもございまして、先ほど申し上げましたポストコロナを切り開くフードビジネス支援事業、4億円の補助事業というこれまでにない大きな事業を昨年度から引き続き2年間やっているところでございまして、当課としては特にコロナ対策として事業を取り組んできたところでございます。

○星原委員 令和2年度に組んだ予算8億9,000万円ぐらいのうち、プレミアム商品券があったにしても、そういう形で使ったのであれば、それだけ有効活用された事業だったんだろうと思うんです。となったときに、今度は令和3年度の予算を見ると、かなり減額で予算を組んでいるわけです。だから国からのいろんな事業があつて、前年度に有効活用された予算というのであれば、国に対して要求して前年度より——逆にいえばコロナで影響をより受けてきているわけですから、増額して、そして事業をされている方々をどうやって救っていくか、倒産を少なくすとか、いろんな意味でそういうふうに向ける予算を組むべきだったんじゃないかなと思うんですけど、当初の予算でも少なく組んだとい

うのはどういう意味ですか。

○**甲斐産業政策課長** これは令和2年度当初予算が4億6,700万円程度ということで、これが従来、うちの当初予算——過去の予算はこの程度というところだったんですけども、令和2年度にコロナ対策の補正予算を4回程度組ませていただきまして、3倍近い予算で昨年度は予算として取り組ませていただいたところでした。

令和3年度も引き続きコロナ対策予算をいろいろ組んでやったところですが、先ほども申しましたけれども、事業的には商工観光労働部に引き継いでやっていただいたもの等もございましたので、この予算額ということで取り組んでいるところでございます。

○**西村委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**西村委員長** なければ、次に報告事項に関する説明を求めるところであります。一旦休憩いたしまして、1時に再開いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時1分再開

○**西村委員長** 委員会を再開をいたします。

その他報告事項に関する説明を求めます。

○**大東総合政策課長** それでは、次期総合計画長期ビジョン骨子案について御説明いたします。

委員会資料12ページをお開きください。

これまでの審議会での議論を初めといたしまして、県内市町村の職員の皆さん、県内の若者たちとの意見交換、それに、先般御説明しました県民アンケートの結果などを踏まえまして、別添冊子のとおり、現時点での長期ビジョンの考え方をまとめましたので、その概要について御説明いたします。

ビジョン骨子案は3つの構成からなっております。

第1章としまして、現在から未来に向けた5つの大きな流れの中で、本県が今後対応していかなければならない課題、問題認識を整理しております。

まず、第1の潮流といたしまして、人口減少・超高齢化の進行がございまして、

人口減少と超高齢化の進行によりまして、生産年齢人口が減少し、社会経済や暮らしの維持の困難化、あるいは財政の硬直化を招くことになり、これからの社会は、人口減少や高齢化を前提とした仕組みに変えていく必要があると考えております。

第2の潮流といたしまして、気候変動や自然の脅威がございまして、

温暖化により、気候が大きく変動してきております。農林水産業に対する様々な影響に対応していく必要があるほか、頻発化、激甚化する災害にも対応した防災・減災対策の強化も必要でございまして、

潮流の3番目としまして、価値観や行動の変化がございまして、

コロナによる地方回帰の動きもございまして、より根源的なところで、自分らしさの追求でありますとか、物よりも事消費の重視など、若い世代を中心に、これまでの価値観が大きく変わりつつあります。

またSDGsといった地球環境や世界的なバランスを重視したライフスタイルや経済活動への転換が進みつつあります。こうした変化に対応した県づくりが必要となってまいります。

第4の潮流と致しまして、デジタルや先端技術の進展がございまして、

新しい技術の開発や実装が急速に進んでおり

まして、人口減少に起因する様々な課題に対応していくために、こういった技術を積極的に導入していく必要があります。また、情報通信基盤の整備、そして、誰もがこういった新しい技術の恩恵を受けられるようにすることが必要となってまいります。

第5の潮流といたしまして、世界の中の日本と宮崎としております。

国内市場が人口減少によって縮小する一方で、拡大する世界、あるいはアジア市場の活力をいかに取り込んでいくか。また、併せて、世界的に食料などの資源や環境問題の対応も出てまいります。さらに、増加する在留外国人に対応した社会づくりも必要となってまいります。

こういった問題認識のもとに、第2章では、このような将来課題に対応しながら、20年後に本県が目指す将来像のイメージを示しております。枠囲みの中にありますように、本県の温暖な気候や豊かな自然、神話やスポーツ環境など、宮崎のよさや魅力を生かしながら、誰もが豊かさを感じ、幸せ、楽しさにつなげていく県を目指すとしております。

具体的には、3つのイメージを示しております。

まず、将来像1としまして、一人一人が生き生きと活躍できる社会でございます。

充実した子育て環境の中で、多くの子供が生まれ、歴史や文化などに深い理解を持ったチャレンジングな若者が育っている。また、個々の価値観が尊重され、年齢や性別にかかわらず、誰もが活躍できる社会といったイメージでございます。

次に、安全・安心で心豊かに暮らしを楽しめる社会でございます。

豊かな自然と新しい技術が調和し、中山間地

域においても安心して暮らすことができる。再生可能エネルギーが取り入れられて、環境負荷の低いライフスタイルが確立されている。あるいは、生活を支える交通の利便性が確保され、賑わいが創出されている社会でございます。

13ページに移っていただきまして、次に、力強い産業と魅力ある仕事があり、安心して働ける社会でございます。

農林水産業や観光・スポーツの魅力を生かした経済活動が活性化している。さらに、職・住・遊の近接する恵まれた環境の中で、個々の能力を生かし、時間に縛られない柔軟な働き方が定着している社会、こういったイメージで将来像を置いております。

そして、第3章では、この3つの将来像実現に向けた今後の方向性を整理しております。今後どのように施策を進めていくのか、基本的な考え方にありますように、宮崎の未来を形づくるには、この宮崎の持つ独自の魅力や価値に、これからの時代に必要とされる5つの要素、これを掛け合わせる。すなわち、この5つのキーワードを念頭において取り組むことで、宮崎独自の新たな価値を創造していくということではないかと考えております。

5つのキーワードを示しておりますのが、まず、1つ目がデジタルや先端技術、イノベーションでございます。

デジタルなどの新しい技術を使って地域の課題を解決し、新しい価値を創造する視点でございます。

2つ目が持続可能性でございます。

経済、社会、環境が調和するような価値観のもとで人間活動が営まれるという視点でございます。

3つ目が人材です。

子供たちの郷土愛やチャレンジ力を育て、また、多様な価値観を認め、受け入れることができる人間性を身につけてもらうという視点でございます。

4つ目が地域の自立でございます。

地域内の経済を循環させて、それぞれの地域が機能や役割を分担し、暮らしを維持していくという視点でございます。

5つ目が、絆やつながりでございます。

デジタルや先端技術の普及によりまして、リモートあるいは自動化といったものが進み、個性や多様性が重要となると同時に、人と人とのつながりが大切にされて、互いに助け合い、補完し合う関係を守り、築くという視点でございます。

このような考え方に基づきまして、今後の具体的な施策の大きな方向性を4つの柱からまとめております。

まず、1つ目の柱として、人口減少を前提とした安心して暮らせる地域社会の維持でございます。

デジタル技術を活用した暮らしの維持と、県民誰もが道具としてのデジタルを使えるようにしていくこと、また、エネルギー地産地消やシェアリングエコノミーの導入、地域の機能の連携・集約などによりまして、地域の限られた資源を有効に活用していくこと。

さらに、防災・減災機能をしっかりと維持、また、地域に活力や新しい知見や価値観をもたらす関係人口を増やしていくことでございます。

2つ目の柱が、暮らしを支え、未来を開く産業づくりでございます。

生産年齢人口の減少に対応できるように、デジタルや先端技術によりまして、生産性の向上を図りますとともに、宮崎の特性を生かした既

存産業の育成や新しい産業を創出することによってでございます。また、海外市場などから外貨を獲得し、地域内で経済循環させるとともに、先端技術や国際化に向けて、それに対応した産業人材を育成・確保するという方向でございます。

3つ目の柱として、人生を豊かに過ごせる地域づくりでございます。

健康や生きがいを感じることができる自然やスポーツ環境を維持・充実させる。また、人々が集い、様々な活動を楽しめるような賑わいの場、居心地のいい空間をつくっていくこと、さらに、誰もが文化や芸術などに触れ、親しめる機会や交流を創出することによってでございます。

4つ目に、将来の人口安定化に向けた社会づくりでございます。

1から3までの柱に示しましたとおり、人口減少を前提として、暮らしや産業、文化の維持、進行に対応していく取組を行いながら、最大の課題であります人口問題について、将来の早い段階で人口減少に歯止めをかけ、人口が安定化していくよう、引き続き、これまでどおり、出会いや子育て支援、女性が働きやすい職場づくりや男性の家事参加の促進、若者、女性の地元定着、Uターン促進、テレワーク、ワーケーション環境の整備、こういったものに取り組んでいくことでございます。

以上が、現段階の骨子案としてまとめております。今後もさらに審議会での議論や、また、県内の若者たちとの意見交換を重ねまして、県民の皆さんに分かりやすく、共感して納得できる共有の指針となるよう、適宜修正しながら成案を作成していきたいと考えております。

以上でございます。

○井上国民スポーツ大会準備課長 国民スポーツ大会に向けた準備状況について御説明をいた

します。

常任委員会資料の14ページをお願いいたします。

まず、1、大会までのスケジュールであります。令和3年度は中央競技団体の正規視察等に取り組んでいるところでございますけれども、次年度の令和4年度は、令和9年度の大会開催まであと5年ということになりまして、本県が開催内定を得る予定の年となっております。内定手続等につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、2、会場地等の選定と、3、中央競技団体による正規視察につきましては、資料の18ページをお開きください。

まず、会場地の選定状況一覧でございますけれども、正式競技につきましては、全38競技のうち36競技の会場地選定を終えているところでございます。この表の10番のバスケットボールの少年男女と30番、カヌーの2競技が会場地未選定となっております。

その次の特別競技と公開競技につきましては、全ての会場地選定が完了しております。

続きまして、20ページをお願いいたします。

デモンストラーションスポーツの選定状況一覧であります。

今年度、20競技を追加いたしまして、今のところ、全部で23競技となっております。この表の15番、16番の西米良村、19番の椎葉村、20、21、22番の美郷町につきまして、それぞれ、デモンストラーションスポーツの実施が決定したところでございます。

今申し上げた3つの団体は、これまで正式競技等がございましたが、これをもちまして、県内全ての市町村で何らかの競技が実施されることとなったところでございます。

次に、21ページでございます。中央競技団体正規視察の実施状況でございます。

正規視察につきましては、令和2年度から視察の受入れを開始しているところでございますけれども、この表の一番下のところ、31番でございますけれども、これは3月11日に実施予定でございます。ここまでを含めると、全競技の約8割となります。31競技について、正規視察を終えることとなります。残りの競技につきましても、調整が整い次第、速やかに視察の受入れを実施してまいりたいと考えております。

資料14ページにお戻りください。

4、その他の取組であります。今年度の主なものといたしまして、(1)の県準備委員会の運営等の関係では、アにありますとおり、募金・協賛、輸送・交通などの基本計画等を策定したところでございます。また、イの委員会組織の見直しとしましては、先催県の事例などを伺いながら、宿泊衛生専門委員会の再編を行ったほか、ウ、広報活動につきましては、昨年度決定しました大会マスコットなどのデザインなどを用いた広報物を作成いたしまして、大会開催の周知に努めたところでございます。

(2)競技団体及び市町村への支援等といたしまして、競技役員の養成や市町村の施設整備に対しまして、それぞれ補助事業による支援等を実施したところであります。

先ほど、申し上げましたとおり、全ての市町村での競技の実施が決まったということで、これから市町村においてもいろんな準備が本格化してまいりますので、引き続き、県と市町村とで一体となりまして、大会に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、15ページを御覧ください。

5、県有主要3施設整備であります。

施設の概要、整備概要等につきましては、これまで御報告させていただいてきた内容と同様でありますので、最初に、進捗状況について御説明いたします。

まず、(1)の陸上競技場であります。令和3年12月に主競技場の建設に着工いたしまして、令和4年1月末現在の工事進捗率は0.5%であります。また、令和2年7月に着工しました造成工事につきましては、同じく、進捗率は98%となっております。

次に、(2)体育館であります。

令和3年9月にサブアリーナから建設に着工しておりまして、令和4年1月末現在の工事進捗率は4.9%となっております。

次に、(3)プールであります。

令和3年9月にPFI事業に着手しておりまして、現在、プール施設の設計が行われているところであります。

16ページをお開きください。

6、今後の取組予定であります。冒頭申し上げましたとおり、本年が開催の予定となる節目の年となります。

(1)大会内定手続といたしまして、6月には日本スポーツ協会、文部科学省に開催申請書を提出いたしまして、7月に予定されております日本スポーツ協会の理事会における審議を経まして、本県大会は開催内定となります。内定となりましたら、改めて情報発信を行いまして、大会の周知と、また、それに向けた機運醸成を図ってまいりたいと考えております。

また、(2)準備委員会における主な取組としましては、令和4年度から、大会会期などの検討や競技会運営に関する計画、輸送・交通及び宿泊に関する調査など、より実践的な準備に入っております。

続きまして、(3)県有主要3施設であります。

まず、陸上競技場につきましては、令和4年9月に造成工事が完了する見込みでございます。令和6年12月に主競技場の完成、令和7年3月に投てき練習場の完成を予定しております。

次に、体育館につきましては、令和5年4月にサブアリーナ完成、令和7年9月にメインアリーナ完成を予定しております。

最後に、プールであります。令和4年4月に県有グラウンド解体に着工いたしまして、令和4年11月にプール本体の建設着工、令和6年12月にプール完成を予定しております。

資料の22～23ページは、視察や施設整備の状況などについて写真を掲載しておりますので、御覧ください。

国民スポーツ大会準備課からの説明は以上であります。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

その他報告事項についての質疑はございませんか。

○中野委員 委員会資料の13ページについてお尋ねします。

ここに5つのキーワード、要素がありますが、その④地域の自律ということで、地域と書いてありますけれども、あちらこちらに地域という言葉が出てくるんですね。この地域の自律の場合の地域は県全体なのか、例えば、市町村単位なのか、その他なのか、その辺の概念を教えてください。

○大東総合政策課長 ここで言う地域といいますが、市町村の中での、例えば学校単位の地域でありますとか、公民館単位の地域でありますとか、そういった地域を基本的な単位といたしまして、そこから、より広い範囲での地域、あるいは市町村レベルでの地域、後は人口10万

人の都市を中心とした地域、そういったいろんなレベルの地域の生活機能でありますとか、そういったものをしっかり役割分担していくという考え方でございます。

○中野委員 地域の経済循環等云々と書いてあるから、いわゆる自律ですからね。それが、果たしてどういう単位での地域の広さを指すのかなと思ったものだから、ちゃんと整合性のあるところで、今から具体的にしていけないと、曖昧になってしまうんじゃないかなという懸念を抱きました。

○大東総合政策課長 経済循環という視点で見ますと、より大きな、県レベルでありますとか、ブロックといいますか、そういったレベルでの地域内での経済循環といったことを進めていく必要があると思います。

また一方で、生活機能の維持といったところでいきますと、先ほど申し上げましたような、より小さなレベルでの機能分担、役割分担という考え方を進めていくことになろうかと思いません。

○星原委員 委員会資料の12ページの時代の潮流と宮崎県という中の1番の人口減少・超高齢化の進行とあるんですが、私はもうこれからは健康寿命を伸ばしながら、どうやって高齢化社会を守っていくかということが非常に重要じゃないかなと思うんですよね。単なる平均寿命じゃなくて、要するに、元気で長生きする社会、そのためには、どういう形で宮崎県として取り組んでいくのかということですよ。

医療関係の問題もあるかもしれませんが、あるいは、食べ物にもよるかもしれない。あるいは、いろんなスポーツ施設を活用した形での健康寿命、そういうものもやっぱりどこかに入れていって、若い世代と高齢者、我々みたいなもの

とが一緒になって、長生きしていること、あるいはそのことが、どれだけ地域社会の中で、若い人は高齢者の体験やら経験を学びながら、ちゃんと順繰りでそういう時代をつくっていく、そういうものをどこかで考えていくべきじゃないかな。

宮崎が生活しやすいとか、いろんな医療関係も充実しているとか、そういうことがうたわれると、よそから移住してくる、あるいは、そういうことを求めていく上でも、何かそういった方向を見出していけるんじゃないかな。減少じゃなくて維持、減ることは間違いないんでしょうけれども、減る角度を少しでも抑えるには、地元に残ることも大事だし、住みやすいということですよそから来る。そういう両方をうまくかみ合わせた社会づくりというのものも、やっぱりうたっていくべきじゃないかなと思うんですが、この計画の中に入っているのかもしれませんが、そういう思いでちょっと聞いてみたところなんです。

○大東総合政策課長 非常に大切な視点だと考えております。

やはり、人口減少が進む中、どうしても高齢化というのは、もう避け切れないことだと思いますし、それを支える若年層というの、これからどんどん減っていくことになっておりますので、やはり、高齢者にいかに元気に社会参画していただいて、あるいは、ここにも財政硬直化という話を出していますけれども、医療費を抑制しながら、そういう活力ある社会を築いていくためにも、恐らくそこに予防医療でありますとか、生きがいつくりとか、そういったところに新しい技術、デジタルでありますとか、後は関係人口をいかに活用するかとか、そういった視点を取り入れながら、高齢者と若い方々が

しっかりと豊かに暮らしている社会を目指していく必要があると考えております。

○星原委員 もう1つ、国民スポーツ大会に向けてスポーツ施設を結構充実していく、あるいは、スポーツランドみやぎきをうたっているの、そういう施設をうまく使わせて健康寿命を伸ばしていく。要するに、体を動かすことで——病は気からというものもありますが——やっぱり、体を動かすそういうスポーツ施設を充実していくんであって、施設が充実されてきたのであれば、それをいかに県民が使いやすくていいのか、使い方といったものをいかに考えていくかが大事じゃないかなと思うんですよ。

1つの例なんですけれども、私は今年から地元山田と高崎にあるパークゴルフ場で、地域の企業から協力をいただいて、景品を出して、そういう形でロングランコンペということで、1か月ごとに順位を決めてやることを1年間やって、毎月1位から5位になった人たちを集めてのグランドチャンピオン大会をやろうと計画しているんですけども——コロナの関係で1月、2月はちょっと厳しいんですが——やっぱり、何かこういう施設をうまく使って、要するに、楽しみながら、交流も進めながら、お互いに元気という形も。

今言われたように、医療費が少しでも安くなればという思いでそういうことをやろうとしているんですけども、やっぱり県全体で何かそういう取組を、いろんなある施設をうまく使って、スポーツをやりながらの中で健康を守っていくというか、そういうこと。

そしてやっぱり、絆とかいろんなものが出ていますが、親子でやれるものとか、あるいは、3世代で一緒にできる、山登りでもいいし、何でもいいんですけども、そういうものも計画

するとか、何かして、これからの時代は生まれてきてよかった、あるいは、この地域で生活できてよかったとか、何かを感じながら生きれる、そういう社会、そういうものを目指すような方向をうまく。

だから、我々みたいな超高齢社会に入る者から見ると、スポーツ施設もその中の一環としてうまく活用してほしいなと思うんですけども、どうですか。

○大東総合政策課長 スポーツ施設の活用という点で言いますと、前回の昭和54年の国体で県内に様々なスポーツ施設が整備されて、それを生かして、現在のスポーツランドみやぎきというのがこれだけ発達・発展してきたと考えております。

これからの社会は、この人口減少、少子高齢という時代にあっては、当然、そういった使い方も必要なんですけども、やはり、そういう健康の維持でありますとか、後は世代間の交流でありますとか、そういったところに、このスポーツ施設を生かしていくといったような視点が非常に大事になってくると思います。

そこに併せて、世代間の交流のためのつながりとか、そういった情報をいかに共有してもらうとか、そういう機会——13ページの3に、人生を豊かに過ごせる地域づくりとありますけれども、ここの1つ目の丸、健康や生きがいを実感できる、まさに、この実感をいかに提供していくかといったようなこともしっかり進めていく必要があると考えております。

○西村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時29分休憩

午後1時36分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案について、部長の概要説明を求めます。

○吉村総務部長 本日御審議いただきます議案等につきまして、お手元の総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

また、本日別途配付しております1枚紙の資料、爆発事故に関する事項につきまして御報告いたします。

それではまず、常任委員会資料をお開きいただきまして、1ページをお願いいたします。

令和3年度2月補正予算案(第19号)の概要についてであります。

今回の補正は、国の令和3年度補正予算(第1号)に係るもの、新型コロナウイルス感染症対策に係るもの及びその他必要とする経費について措置するものでありまして、補正額が一般会計で139億3,773万円の増額であります。このうち、国の補正予算に係る経費としまして64億953万2,000円、コロナ対策に係る経費としまして20億1,703万7,000円を計上しております。この結果、一般会計の予算規模は7,306億5,183万8,000円となります。

この補正による一般会計の歳入財源につきましては、県税104億円余、地方消費税清算金24億円余、地方譲与税67億円余、地方交付税163億円余のそれぞれ増額となっております。また、国庫支出金107億円余、繰入金76億円余、県債32億

円余、その他4億円余のそれぞれ減額となっております。

めくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

一般会計歳出一覧の表、款別の内訳であります。

表の左から3列目の今回補正額の欄に補正額の全体を、その右の3列に、内数としまして通常補正分、国補正分、コロナ対策分を記載しております。

まず、通常補正分につきまして主なものを申し上げますと、上から2番目の総務費が、県債管理基金や財政調整積立金への積立金の増等により増額、下から2番目の諸支出金が地方消費税交付金の増等に伴い増額となっております。

次に、国補正分に係る欄でございますが、その主なものとしまして、上から6番目、農林水産業費が、ハラール認証にも対応した新たな食肉処理施設の整備を支援するための経費に伴い増額、その下の商工費が、オーシャンドーム跡地にトップアスリーの合宿拠点等として活用できる屋外型トレーニングセンターを整備するための経費等に伴い増額となっております。

次に、コロナ対策分に係る主なものとしまして、上から2番目の総務費が、貨物需要の落ち込み等の影響を受ける海上輸送事業者の安定運航を支援するための経費等に伴い増額、その下の民生費が、生活福祉資金の特例貸付けを実施するための原資等を宮崎県社会福祉協議会に支援するための経費等に伴い増額、その下の衛生費が、飲食店等における換気設備の改修等を支援するための経費等に伴い増額となっております。

補正予算案については以上であります。

次に、7ページをお願いいたします。

総務部における2月補正予算案の課別の集計表でございます。

今回お願いしております総務部の一般会計と特別会計を合わせた補正額は、表の太線で囲んだ補正額の欄の一番下にありますように、400億9,513万2,000円の増額であります。この結果、補正後の予算額は、その右隣にありますように、2,823億5,541万7,000円となります。

予算議案の概要につきましては以上であります。

なお、議案等に詳細につきましては、危機管理局長及び担当課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上であります。

○西村委員長 次に、議案についての説明を求めます。

委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○石田財政課長 委員会資料3ページをお願いいたします。

まず、今回の一般会計補正予算の歳入の予算について御説明を申し上げたいと思います。

3ページ目をお願いいたします。

まず、(1)の総括でございます。表の左から3列目、太枠内に今回、補正額の欄を記載してございます。

まず、自主財源は47億円余の増額でございますが、主なものでございますが、1つ目の県税が104億円余、その下の地方消費税清算金が24億円余の増額、自主財源の下から3つ目の繰入金でございますが、これが76億円余の減額となっております。

次に、中ほどより少し下の行にございます依存財源であります。全体で92億円余の増額でございます。

主なものでございますが、1つ目の地方譲与税が67億円余、1つ飛びまして、地方交付税が163億円余の増額、依存財源の下から2つ目の国庫支出金については107億円余、その下の県債が32億円余のそれぞれ減額となっております。

これによりまして、今回の補正による歳入合計は、一番下の欄になりますけれども、139億3,773万円の増額となりまして、補正後の一般会計の歳入合計は、その右の欄にございまして、7,306億5,183万8,000円となります。

ページをおめくりいただきまして、4ページ目をお願いいたします。

ただいま御説明いたしました歳入の科目別の概要になります。

上から2つの県税及び地方消費税清算金につきましては、この後、税務課長から御説明を申し上げます。これら以外の主なものについて御説明を申し上げたいと思います。

4ページの、まず一番下の繰入金でございますが、76億4,742万9,000円の減額となっておりますが、主な項目の欄に、基金繰入金に記載してありますような各基金につきましては、充当事業の執行残等に伴う繰入金の減によるものとなっております。

隣の5ページ目であります。

上から2つ目の地方譲与税から地方特例交付金、地方交付税、それから、交通安全対策特別交付金のそれぞれにつきましては、国の交付決定等に伴い増額を行うものでございます。

このうち、まず、地方譲与税につきましては92億2,077万3,000円の増額となっておりますが、コロナ禍にありましても、全国的に業績が堅調な業種があったこと等によりまして、国の特別法人事業税が増加したことに伴いまして、都道府県に配分される特別法人事業譲与税が増加し

たことによるものになっております。

また、次の地方交付税につきましては、163億9,548万3,000円の増額となっておりますが、国が年度末に経済対策を打ち出したこと、それから、税収の状況を踏まえまして、地方交付税の再算定がございました。これに伴い、県に追加交付をされたということ等によって、増加となっております。

次に、下から2つ目の国庫支出金でありますけれども、107億9,823万9,000円の減額となっておりますが、主な項目に記載しておりますとおり、災害復旧に係る国庫負担金ですとか、国庫補助金の減等に伴うものとなっております。

最後に、一番下の県債でございますけれども、32億2,078万4,000円の減額となっておりますが、主な項目でございますとおり、災害復旧債や臨時財政対策債の減等に伴うものとなっております。

歳入予算については以上でございます。

○満留税務課長 税務課から、地方消費税清算金及び県税収入の補正予算につきまして御説明いたします。

委員会資料の3ページを御覧ください。

まず、地方消費税清算金についてであります。

これは、本県を含めました全都道府県に国から払い込まれた地方消費税総額を、消費に関連した基準によって、都道府県間で清算、配分するものであります。

表の上から3段目、太枠で囲った今回補正額の欄に記載しておりますとおり、24億6,310万9,000円の増額補正をお願いするものであります。

これは、令和3年度において清算の対象となる令和3年2月から令和4年1月までの、本県を含めた全国の地方消費税額が当初見込額より

増加したことによるものであります。

次に、県税収入予算についてであります。

資料の6ページをお開きください。

まず、県税全体につきましては、表の一番上の段、県税計の①予算額の欄のとおり、当初、954億8,000万円を計上していたところですが、今年度の収入見込額につきましては、当初予算に比べ、個人県民税、法人二税、軽油引取税等の税目で増収が見込まれることから、表の中ほどの列、②収入見込額の欄のとおり、1,059億7,000万円、当初比111.0%と見込んでおります。その結果、右の補正額の欄にありますように、104億9,000万円の増額補正をお願いするものであります。

それでは、増減の大きい税目について御説明いたします。

補正額及び備考の欄を御覧ください。

まず、上から2段目の個人県民税は、個人所得の減少が想定より少なかったこと等により、34億5,862万円余の増。

次に、その1つ下の法人県民税は、法人所得が堅調に推移したこと等により5億2,290万円余の増。

次に、その2つ下、個人事業税は、建築土木関連業種の業績が堅調に推移したこと等により、2億8,309万円余の増。

次に、その1つ下、法人事業税は、法人所得が堅調に推移したこと等により、62億2,267万円余の増。

次に、その1つ下の譲渡割地方消費税は、個人消費の伸び悩み等により、7億5,132万円余の減。

次に、その1つ下の貨物割地方消費税は、輸入額が堅調に推移したこと等により、1億787万円余の増。

次に、その1つ下の不動産取得税は、税額200万円以上の大建築分に係る課税件数の増加等により、1億2,170万円の増。

最後に、下から3段目の軽油引取税は、貨物輸送量の増加等による軽油消費量の増により5億3,597万円余の増と見込んでおります。

税務課からの説明は以上であります。

○佐藤総務課長 総務課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料71ページをお願いいたします。

総務課の2月補正額は1,647万5,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目、2億9,674万円となります。

主な補正内容について御説明いたします。

ページをおめくりいただきまして、73ページをお願いいたします。

まず、ページ中ほど、(事項)連絡調整費335万3,000円の減額補正です。これは、県税事務嘱託職員の人件費などの執行残です。

続きまして、同じページの一番下の段になりますが、(事項)文書管理費285万4,000円の減額補正です。これは、文書収発室運営等嘱託員等の人件費と文書管理システムの改修費などの事務費の執行残です。

続きまして、74ページをお願いいたします。

一段目の(事項)印刷等管理費198万円の減額補正です。これは、印刷業務嘱託員の人件費と印刷機器リース料などの事務費の執行残です。

続きまして、1つ下の段になりますが、(事項)情報公開推進費194万9,000円の減額補正です。これは、公文書開示審査会や個人情報保護審議会の開催等に係る事務費の執行残です。

最後に、1つ下の段になりますが、(事項)文

書センター運営費260万円の減額補正です。これは、文書センター運営嘱託員の人件費などの執行残です。

総務課分につきましては、以上です。

○長谷川人事課長 人事課の2月補正予算について御説明します。

同じ資料の75ページを御覧ください。

人事課の令和3年度2月補正予算は、3,484万7,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額の欄にありますように、50億1,976万9,000円となります。

それでは、主なものについて御説明いたします。

77ページをお開きください。

上から4段目、(目)一般管理費で1,056万円の増額補正であります。

内訳としましては、まず、ページ中ほどの(事項)人事調整費で2,964万3,000円の増額であります。これは、説明欄1の産休や病休など、欠員に伴う会計年度任用職員の雇用経費の執行残に伴う減額や、説明欄4の新型コロナウイルス対策などに係る職員の時間外勤務手当が当初見込みを大きく上回ったことによる増額などあります。

次に、その下の欄、(事項)行政管理費で1,352万1,000円の減額であります。これは、説明欄2のテレワーク環境の拡充やRPAの導入など、ICTの活用により、業務効率化を推進する事業の執行残に伴う減額などあります。

78ページをお開きください。

一番上、(目)人事管理費で4,540万7,000円の減額補正であります。

内訳としましては、その下の欄、(事項)人事給与費582万1,000円の減額から、一番下、(事項)

被災地職員派遣事業費1,961万5,000円の減額までの4つの事項であります。いずれも、執行に伴う減額補正を行うものであります。

次に、繰越明許費について御説明します。

資料替わりまして、常任委員会資料の10ページを御覧ください。

表の一番上、ICT活用による業務効率化推進事業は、テレワークの推進など、ICTの活用による業務効率化を実施し、働き方改革の一層の推進を図るものであります。

今年度、テレワーク用の端末の導入などを予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による世界的な半導体不足のため、事業に必要な機器の調達に時間を要したことなどにより、1,666万9,000円の繰越しをお願いするものであります。

人事課の説明は以上であります。

○石田財政課長 財政課の補正予算について御説明したいと思います。

歳出予算説明資料79ページをお願いいたします。

財政課の2月補正予算は、一般会計と特別会計を合わせまして393億9,720万4,000円の増額をお願いしております。その内訳であります。一般会計が417億7,729万5,000円の増額、公債管理特別会計が23億8,009万1,000円の減額となっております。この結果、財政課の補正後の予算額は、この表の一番上の行の補正後の額の欄にございますとおり、2,149億9,544万7,000円となります。

ページをおめくりいただきまして、81ページをお願いいたします。

補正予算の主なものについてでございます。

まず、中ほどの(目)財産管理費が442億577万2,000円の増額となっておりますけれども、そ

の内容につきましては、全庁的な歳出の減や県税、交付税などの歳入の増により確保された資金を、財政課で所管しております基金へ積み立てるための経費となっております。

まず、(事項)財政調整積立金であります。今年度の法人関係税収の上振れに伴いまして、地方交付税について、今後、来年度の令和4年度から3年間をかけて減額精算が見込まれることなどに備えるために97億5,654万円の増額としております。

その次の(事項)県債管理基金積立金でございます。

1つに、令和3年度当初予算で取り崩した分を復元する分といたしまして94億円、2つに、今年度の地方交付税の国の再算定によりまして、今後の臨時財政対策債の償還に備えるための財源として増額をされております78億円、3つに、その他、将来の県債償還に備えるための財源の、この3つを合わせまして220億6,054万2,000円の増額としております。

それから、一番下の(事項)県有施設維持整備基金積立金でございます。県有施設の老朽化対策に加えまして、今後予定しております警察署や東京ビルの建て替えに備えるため、54億7,409万3,000円の増額としております。

1枚おめくりいただきまして、82ページをお願いいたします。

上から3つ目になりますけれども、(事項)宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金積立金であります。令和9年度に100億円以上と見込んでおります大会の関連経費ですとか、競技力の向上などのソフト事業を中心に、今の時点から計画的に財源を確保するということで、69億1,459万円の増額としております。

続きまして、このページの下段から公債費になっております。

(款) 公債費の欄をお願いいたします。総額で24億1,082万9,000円の減額となりますが、その内訳といたしまして、まず、次の83ページの1行目であります。

(目) 元金の下の(事項) 元金償還金が7億7,685万6,000円の減額となっておりますけども、満期一括償還による借入れに伴い、県債管理基金への積立てが減額となったものなどあります。

次に、(目) 利子の下の(事項) 利子償還金が16億131万5,000円の減額となっておりますが、県債の利子支払いに執行残が生じたことにより、公債管理特別会計への繰出金等が減額となるものであります。

次に、(目) 公債諸費の下の(事項) 事務費であります。3,265万8,000円の減額となっておりますが、県債発行に係る手数料等に執行残が生じたものとなっております。

続きまして、84ページをお願いいたします。

公債管理特別会計について御説明いたします。

公債管理特別会計は、県債に係る元利金の償還等を行うための特別会計でございます。23億8,009万1,000円の減額となっております。

その内訳でありますけども、(事項) 県債管理基金積立金が3億3,330万円の増額、次の(事項) 元金償還金が11億1,015万6,000円の減額、一番下の(事項) 利子償還金が16億131万5,000円の減額、85ページでございますが、(事項) 事務費が192万円の減額となっておりますが、これらの補正につきましては、今ほど御説明しました一般会計の公債費の説明のとおりであります。

財政課の歳出予算は以上でございます。

○鹿島財産総合管理課長 同じく、歳出予算説

明資料の87ページをお開きください。

当課の補正予算ですが、1億1,095万1,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目のとおり、18億5,598万4,000円となります。

次に、主な補正内容について御説明いたします。

89ページをお開きください。

まず、ページ中ほどの(事項) 庁舎公舎等管理費1,752万4,000円の減額であります。これは、庁舎の清掃ですとか警備の委託等の執行残によるものでございます。

次に、一番下の(事項) 電気機械管理費2,543万3,000円の減額であります。これは、庁舎の機械、電気設備の保守委託等の執行残であります。

続きまして、90ページをお開きください。

ページ中ほど、(事項) 公有財産管理費886万1,000円の減額であります。これは、未利用財産の管理・処分に要する経費の執行残であります。

続きまして、繰越明許費補正について御説明いたします。

資料替わりまして、常任委員会資料の10ページを御覧ください。

まず、2段目の宮崎県東京ビル再整備事業(アドバイザー業務)であります。

これは、東京ビル再整備事業を行う民間事業者の公募や選定等を行うに当たり、専門的な知識を有する事業者に助言や資料作成等の支援業務を委託するものであります。

当初の予定では、今年度に公募開始から事業者からの提案内容の審査までを行い、来年度に事業者との交渉を経て契約を締結することとしておりましたが、度重なる新型コロナウイルス感染拡大の影響で、公募開始前に必要な準備作

業等に不測の日数を要したため、提案内容の審査を来年度行うことによるものでありまして、審査支援等に係る264万円につきまして、繰越しをお願いするものでございます。

次に、一番下の県有施設災害復旧事業であります。

これは、昨年7月に発生した落雷で被災した防災行政無線中継局等の無線設備の復旧と、同じ昨年9月の大雨で被災した県総合運動公園の自転車競技場外側のり面の修復工事に関するものであります。

このうち、無線設備の復旧につきましては、被災直後に、保守契約に基づき仮復旧は済ませておりますが、本復旧に当たって交換が必要な無線機の基盤の納入が、世界的な半導体の供給不足の影響により遅れ、年度内の本復旧が困難であること、また、自転車競技場の工事につきましては、競技への影響を最小限に抑えるため、着工を被災前から決定していた行事が終了する3月としたことによるものでありまして、合わせて、860万9,000円の繰越しをお願いするものであります。

説明は以上であります。

○満留税務課長 それでは、税務課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料に戻っていただきまして、93ページをお開きください。

税務課の2月補正予算は9億1,554万5,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目になりますが、552億4,900万5,000円となります。

それでは、補正予算の主なものについて御説明いたします。

ページをめくっていただきまして、95ページを御覧ください。

中ほどに記載しております(事項)諸費ですが、これは税の過年度収入分に係る還付等に要する経費でありまして、その所要額が当初見込みを下回るため、5億5,495万円の減額となるものであります。

次に、その下の賦課徴収費ですが、3,701万1,000円の減額をお願いしております。その主なものといたしましては、まず、その下の説明欄の1の(1)徴税活動経費ですが、県税の徴税活動に必要な納税通知書等の印刷費、郵送料等の執行残に伴いまして、3,276万円の減額となるものであります。

次に、2の自主納税の推進費であります。

(2)各種団体との協力体制推進費ですが、334万1,000円の減額となっております。これは主に、次の96ページになりますが、上から2行目、イ、軽油引取税徴収取扱費報償金につきまして、交付対象となる令和2年度収入が当初見込みより下回ったことにより、310万6,000円の減額となるものであります。

次に、3の管理機能の充実費ですが、559万9,000円の減額となっております。

まず、その下の(1)職員研修費ですが、新型コロナウイルス感染症の影響による研修の中止等により、179万2,000円の減額となるものであります。

また、その2つ下の(3)地方税共同機構に係る経費ですが、地方税の電子申告、電子納税を行うeLTAXの利用に係る委託料の入札執行残等により、199万1,000円の減額となるものであります。

次に、(款)諸支出金につきましては、全体で15億3,444万2,000円の増額をお願いしております。

まず、(事項)地方消費税清算金ですが、これは、各都道府県に納付された地方消費税につい

て、都道府県間で清算を行うために支出するものであります。本県の地方消費税収入が算定基礎となっておりまして、その地方消費税収入額が当初見込みより減少したことから、6億630万7,000円の減額としております。

次の(事項)利子割交付金から、98ページにあります法人事業税交付金までの交付金につきましては、いずれも、税収の一定割合を市町村に交付する法定交付金であります。それぞれ、交付金の算定対象期間の税収の増減等に伴いまして、補正をお願いするものであります。

96ページの中ほど、諸支出金の2つ目、利子割交付金が656万8,000円の増額、次の配当割交付金が2億3,798万7,000円の増額。

次に、その下97ページ、株式等譲渡所得割交付金が1億6,896万5,000円の増額。

次の地方消費税交付金が12億2,857万2,000円の増額。

次のゴルフ場利用税交付金が1,261万2,000円の増額。

次の自動車取得税交付金が12万8,000円の増額。

ページをめくっていただきまして、98ページの中ほどにあります環境性能割交付金が3,781万3,000円の減額。

次の法人事業税交付金が5億2,374万円の増額となっております。

最後に、このページ一番上の利子割精算金が1万円の減額になっておりますが、この利子割精算金につきましては、本県で徴収した利子割県民税のうち、他の都道府県に帰属するべき額について、関係する都道府県間で清算するために要するものでありまして、本年度は精算金が発生しなかったことから、全額を減額しております。

税務課の補正予算につきましては、以上でございます。

○川畑市町村課長 市町村課の2月補正予算案について御説明いたします。

同じく、歳出予算説明資料の99ページを御覧ください。

市町村課の補正額は2億4,758万4,000円の減額であります。その結果、表の右から3列目の補正後の額につきましては、21億6,173万3,000円となります。

それでは、主なものについて御説明いたします。

101ページをお開きください。

まず、上から5段目の(事項)地方分権促進費でございます。953万5,000円の減額であります。これは権限移譲いたしました事務の執行に要する経費として市町村に交付する権限移譲交付金の額が確定したこと等に伴うものであります。

次に、下から2段目の(事項)自治調整費が1,761万2,000円の減額であります。これは、下の説明欄にあります各事業費の減によるものであります。

主なものとしていたしまして、5の住民基本台帳ネットワークシステム事業費についてでございますが、741万6,000円の減額となっております。これは、全都道府県で負担しておりますシステムの運用経費につきまして、各県の負担金の額が確定したこと等に伴うものであります。

102ページをお開きください。

表の中ほど、上から4段目にあります(事項)市町村振興宝くじ事業費は5,413万9,000円の減額であります。これは、市町村振興宝くじとして発売されましたサマージャンボ宝くじなどの収益金等の配分額が確定したことに伴い、宮崎

県市町村振興協会の交付金が減額となったものであります。

次に、103ページを御覧ください。

表の中ほど、下から5段目にあります(事項) 県議会議員補欠選挙執行費が1,875万8,000円の減額であります。これは、昨年11月に執行いたしました県議会宮崎市選出議員補欠選挙におきます、実際の候補者数に基づく公費負担の減額等によるものでございます。

次に、下から2段目にあります(事項) 衆議院議員選挙執行費につきましては、1億2,515万6,000円の減額であります。これは、昨年10月に執行いたしました衆議院議員総選挙におきます、実際の候補者数等に基づく公費負担の減額等によるものであります。

市町村課の説明は以上でございます。

○新立総務事務センター課長 総務事務センターの補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の105ページをお開きください。

総務事務センターの2月補正予算額は2,089万3,000円の減額をお願いしております。この結果、右から3列目、補正後の予算額は6億8,994万6,000円となります。

それでは、主なものについて御説明いたします。

107ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項) 総務事務センター運営費ではありますが、211万9,000円の減額であります。これは、本庁・総務事務センター及び各地区の総務事務(商工)センターの運営に要する事務費等の執行残であります。

次に、一番下の(事項) 健康管理費ではありますが、531万9,000円の減額であります。説明欄の1、職員の安全・安心に関する事業について

は、職員の健康障害を未然に防ぐための作業環境測定業務委託料の入札残等であります。

108ページを御覧ください。

説明欄の一番上の2、職員のからだの健康に関する事業につきましては、定期健康診断業務に係る経費等の執行残であります。

次の3、メンタルヘルス対策総合推進事業については、ストレスチェックシステムリース料の執行残等であります。

次に、(事項) 職員厚生費ではありますが、291万9,000円の減額であります。これは、職員の健康保持推進事業のうち、職員健康プラザの空調設備改修工事の入札残等が主な理由であります。

次に、ページの最後にあります警察費の(事項) 恩給及び退職年金費ではありますが、655万3,000円の減額であります。これは、元警察職員分の恩給等の支給につきまして、その対象者に減が生じたことによるものであります。

総務事務センターは以上でございます。

○日高危機管理局長兼危機管理課長 危機管理課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の109ページを御覧ください。

危機管理課の補正額は2,964万円の減額で、補正後の額は、右から3列目の7億37万5,000円です。

主な補正の内容について御説明いたします。

111ページをお開きください。

一番下の(事項) 防災対策費は1,818万1,000円の減額であります。

主な内容ではありますが、説明欄2の自助・共助・公助で命を守ろう!防災力強化事業720万7,000円の減額につきましては、外部講師による各種研修会をオンライン研修に変更したことにより、講師の旅費が不要になったことや、防

災・減災に係る普及・啓発業務の委託料、広報などの費用に執行残が生じたものであります。

次の3の総合防災訓練強化事業300万9,000円の減額では、感染拡大防止の観点から実動型の訓練を実施しなかったことにより執行残が生じたこと。

また、4の大規模災害に備えた減災・応急体制強化支援事業1,767万9,000円の減額につきましては、市町村が行う津波避難施設の整備や避難場所における資機材の購入等に対する補助金等につきまして、市町村の所要見込みに併せて減額するものであります。

最後の6、国への被害情報提供システム構築事業につきましては、委員会資料で御説明いたします。

委員会資料の8ページをお願いいたします。

新規事業、国への被害情報提供システム構築事業であります。

1の事業の目的・効果であります。これは、国の補正予算におきまして、消防庁が災害時の人的・住家被害等の情報を収集する被害情報収集・共有システムを整備することに伴い、県の防災システムで集計しております被害情報等のデータを国に送信する機能を構築しまして、災害対応業務の負担軽減を図るものであります。

2の事業概要等であります。予算額は1,000万円で、財源は全額国費であります。事業期間は令和3年度であります。1枚おめくりいただきまして、10ページをお願いいたします。

繰越明許費補正の表の3段目に防災対策事業とありますが、今回の事業につきましては、翌年度に全額繰り越すことにいたしております。

8ページにお戻りいただきまして、4の事業内容であります。県の防災情報システムにおきまして、被害情報や市町村が発令した避難指

示等のデータを集計しておりますけれども、そのデータを国に送信する機能を新たに追加するものであります。

説明は以上であります。

○佐藤消防保安課長 消防保安課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算資料113ページをお開きください。

消防保安課の補正額は2億4,277万3,000円の増額で、補正後の額は右から3列目の欄、13億8,641万8,000円であります。

補正の主な内容について御説明いたします。

115ページをお開きください。

一番上の(事項)防災行政無線管理費は、2億4,865万4,000円の増額であります。

説明欄1から5までの事業につきましては、防災無線設備の維持管理費の執行残や、各種設備等の保守委託料などの入札残に伴うものであります。

一番下の6、震度情報ネットワークシステム整備事業につきましては、後ほど、常任委員会資料にて御説明いたします。

次の(事項)消防指導費は229万6,000円の減額であります。これは、大規模災害や特殊災害を想定した緊急消防援助隊の訓練が中止となったことや、職員の旅費等に執行残が生じたことによるものであります。

一番下の(事項)消防学校費は298万円の減額であります。これは、消防学校の教育訓練を行う経費や会計年度任用職員の人件費に執行残が生じたものであります。

次に、新規事業の説明をいたします。

委員会資料9ページをお開きください。

新規事業、震度情報ネットワークシステム整備事業であります。

事業の目的・効果であります。県内各地に

設置している震度計の震度データを県庁のサーバーに集約し、そのデータを国に送信する震度情報ネットワークシステムについて、機能強化と併せてシステムの更新を行うものです。

現在のシステムは前回の更新から10年以上が経過し、設備の老朽化等により、今後の維持管理が困難となることが見込まれるため、国への要望やシステムの更新の検討を進めてきたところですが、このたび、本事業に係る国の補正予算が成立したことから、国の補助金を活用して設備等の更新を図りたいと考えております。

これにより、システム全体の機能強化を図り、安定的かつきめ細かな震度観測及び確実な観測データの伝送が可能となり、地震災害対応の初動体制の確立の迅速化が図られるものと考えております。

2の事業概要は、予算額2億5,875万円、財源は国庫、県債及び大規模災害対策基金、事業期間は令和3年度であります。

委員会資料の10ページ、下から2段目の欄にありますとおり、全額、翌年度に繰り越すこととしております。

9ページにお戻りください。

事業の内容であります。ネットワーク回線や一部区間を光回線化するとともに、震度計設備やサーバー等の機器の更新を行うことで、震度観測体制の強化を図ることとしております。

説明は以上であります。

○西村委員長 執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はございませんか。

○凶師委員 財政課のほうで教えていただきたいのですが、歳出予算説明資料の83ページに、公債費で元金の償還金、これは特別会計の繰出金が減額になっているんですけれども、これは減額しなきゃいけないんですか。なぜ、この数

字になるのかを教えてください。

○石田財政課長 今、御指摘いただきました特別会計の公債費の分の減額であります。

1年間を通して、その公債費に関して、借りたり返したりしていく中での執行残等と、最終的な清算というところで、この83ページの一般会計の減額を計上しておりますが、これは年間を通じた公債費の貸し借りといいますか、そういったものややっていく中で、最終的に年度末の見込みを踏まえて減額をし、先ほど申しました次のページの特別会計に繰出すなり繰入れなりして、裏表の関係で最終的な精算というか、見込みに合わせた出し入れを行うという趣旨のものになっております。

○凶師委員 私の理解が浅いんだと思うんですが、元金の償還金ということなので、早く元金を小さくしたほうが、出し入れするにしても利息を早く終わらせるために、ここは余り触らずというか、今回、コロナ禍でもありながら、税収増になっていきますので、集中的に小さくしていったほうがいいのではないかなど、それぐらいの理解しかできてないのですが、そのあたりはいかがですか。

○石田財政課長 委員、御指摘のとおり、やっぱり、資金調達とか、こういった公債費の償還等によっては、お金を借りる先である公的機関、あるいは民間機関等と、それぞれの利率ですとか、あるいは、何年償還でこういったものを返していくとか、その時々金融動向ですとか、利率の動向等を見ながら、そこが少しでも無駄にならないように、あるいは、返せるものは、できるだけ早く繰上げ償還していくとか、そういった総合的な中で勘案していくのが重要だと考えております。

おっしゃったとおり、年間で見ますと、当初

思っていたより税収が増えていたりとか、また、来年度の当初予算の中でも、そういった税収増等も見込まれるといった要素もよく含めて、公債費のこういった部分について、資金調達と、それから返していく部分と、全体的なバランスの中で見ていく必要があると思っておりますので、御指摘はそのとおりでと思っております。

○**図師委員** ここだけにフォーカスするのではなくて、全体の中でバランスを見ながら、今言われた償還期間とかあられるでしょうから、そこら辺の全てをトータルした形でやられているんだと思うんですが、こういうのは余力があるうちにどんどん小さくしていたほうがいいんじゃないかなと思ったところでした。

○**井上委員** 人事課のところなんですけれども、77ページの職員手当の調整経費のところは8,574万円増額になっていて、先ほどの御説明だと、産休だとか病休だとか、それに対する対応だと説明をいただいたんですが、もうちょっと詳しく。これは全く予想できなかったんですかね。

○**長谷川人事課長** 今、委員が言われました産休とか病休の分は、この説明欄の1の会計年度任用職員の雇用の減額分になっております。この説明欄の4の職員手当の調整経費につきましては、新型コロナウイルス対応での時間外手当の増加に伴う数字になっております。

○**井上委員** ありがとうございます。ちょっと勘違いしていました。

○**図師委員** 関連で。コロナによる時間外業務でこういう金額が増えているんですが、ちなみに、今回のコロナ関係の時間外で、月200時間とか、過労死の対象になるぐらいの方々というのは何人ぐらいいたのでしょうか。

○**長谷川人事課長** 100時間超えの数字は今、持

ち合わせておりませんが、例えば、福祉保健部で言いますと、コロナ前の令和元年度の時間外実績と比べると、1.5倍ぐらいの増加になっております。

○**図師委員** わかりました。こういう時世ですので、やむを得ないところもあるんでしょうが、それによって、その職員の方が倒れられても、本当に大変なことになりますので、くれぐれもまた、管理職の立場の方々には、そういう目を行き届かされるということも大切だろうなと思いました。

○**西村委員長** ほかに質疑はございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○**西村委員長** それでは次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○**佐藤消防保安課長** 別途配付しております資料で、カヤク・ジャパン株式会社の東海工場で発生した爆発事故について御説明いたします。

この事故につきましては、発生場所はカヤク・ジャパン株式会社東海工場内の火薬製造施設であります。この工場は敷地面積が245万平方メートル、従業員数は32名、ここで製造しているのは産業用爆薬及び無煙火薬ということで把握しております。

発生日につきましては、令和4年3月1日ということですが、詳細な発生時刻については、まだ調査中であります。

事案の経過について御説明します。

事案の経過といたしましては、13時53分に延岡市消防本部に、発生場所付近の住民から、爆発音とともに爆風で家のガラスが割れたとの通報が入ったと報告を受けております。

14時10分、消防保安課でこの内容を認知いたしまして、直ちに、危機管理局内に情報連絡本部を設置しております。情報連絡本部は現在も

設置中であります。

その後、14時32分、延岡市消防本部からカヤク・ジャパン株式会社の東海工場内で爆発事故が発生し、負傷者1名、安否不明者1名との情報が入っております。

県といたしましては、火薬類取扱いに関しましては、火薬類の貯蔵施設につきまして県知事許可になっておりますので、被害情報を把握するため、14時55分、危機管理局の職員3名を現地向けて出発させております。

その後、県警、地元消防との情報共有、他機関への情報提供をしております。この他機関といたしますのは、県内の消防総合応援協定を見据えた消防機関、それから、自衛隊等に情報を提供しているところであります。

その後、主な被害状況でありますけれども、令和4年3月2日現在の被害状況といたしましては、人的被害で軽傷者3名、安否不明者1名を把握しております。

また、物的被害につきましては、爆発現場は建物の形跡がなくなっているほか、工場敷地内の複数の建物や周辺の住家等が、爆発の影響により破損しておりますが、被害の詳細については、まだ調査中であります。

工場敷地内以外の建物被害は、窓ガラスの破損等が住家48戸、非住家2戸と把握しております。

そのほかということでもありますけれども、爆発が起こった火薬製造施設は、火薬類取締法第3条の規定により、国——経済産業省が許可の権限を有しております、年に1回の保安検査と立入検査を実施しております。

また、工場内には火薬類を貯蔵している火薬庫もありますが、火薬庫は、火薬類取締法12条の規定により県知事に許可の権限はありますの

で、県のほうで年に1回の保安検査と立入検査を実施しているところであります。

また、昨日3月2日、経済産業省の九州産業保安監督部の職員が現地調査を実施しておりまして、この際、県の消防保安課職員1名も同行しているところであります。

報告は以上であります。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○凶師委員 安否不明というのは、今どういう状況なのか、全く情報はないんですか。

○佐藤消防保安課長 今のところ、まだ消防、警察のほうで捜索をしております、その後の情報は特に入ってきておりません。

○凶師委員 勤務されていたのは間違いのないということで、この事故が起きたときに、職場の現場にはいらっしまったとか、そういう情報はあるんですか。

○佐藤消防保安課長 調査の結果、現場には当初、3名勤務していたんですけども、2名は、この時間帯には、そこでできたものを別のところに運搬しております、発生時は、そこに1名が残っていたということは確認がとれております。

○安田副委員長 今後の捜索についてはどのようなお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○佐藤消防保安課長 今後の捜索につきましては、現在も消防が捜索しております、警察とかも捜索しております。今後は現場で警察、消防が協力して捜索していくと聞いております。

○西村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、最後、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上をもちまして総務部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午後2時35分休憩

午後2時40分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

○横山会計管理者 会計管理局の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の395ページをお開きください。

補正額は、左から2列目にありますように、5,336万6,000円の減額であります。この結果、補正後の額は、右から3列目、9億3,477万8,000円となります。

次に、397ページをお開きください。

各課別の内訳でございます。

まず、会計課であります。補正額は左から2列目、2,648万円の減額であります。この結果、補正後の額は、右から3列目、8億1,594万9,000円となります。

399ページをお開きください。

補正の主なものは、ページ中ほどの(事項)出納事務費379万3,000円の減額であります。これは主に、説明欄の1、出納事務執行に要する経費のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定しておりました出張が中止となったことに伴う旅費など、事務費の執行残であります。

会計課については以上であります。

続きまして、401ページをお開きください。

物品管理調達課であります。

補正額は左から2列目、2,688万6,000円の減額であります。この結果、補正後の額は、右から3列目、1億1,882万9,000円となります。

補正の主な内容につきまして御説明いたします。

403ページをお開きください。

ページ中ほどの(事項)物品管理及び調達事務費171万5,000円の減額であります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定しておりました出張が中止となったことに伴う旅費など事務費の執行残であります。

次に、下の段の(事項)車両管理事務費360万5,000円の減額であります。これは主に、説明欄の2、県有車両の管理に要する経費のうち、主に、国民文化祭・障害者芸術文化祭における行幸啓がオンラインでの御臨席となったことに伴う執行残であります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

議案についての質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 特にないようですので、その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、以上をもちまして、会計管理局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午後2時44分休憩

午後2時47分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

○福嶋人事委員会事務局長 人事委員会事務局の令和3年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の477ページをお開きください。

表の左から2列目の補正額の欄でございますが、総額で1,179万5,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算総額は1億4,327万6,000円となります。

次に、補正の主な事項について御説明いたします。

481ページをお開きください。

まず、このページ一番下の事項の欄にあります(事項)県職員採用試験及び任用研修調査費の343万6,000円の減額補正であります。これは、新型コロナウイルスの影響により、当初予定していた会議や就職説明会が中止や、Web上での開催に変更になったことに伴う旅費等の事務費の執行残であります。

次のページを御覧ください。

2つ目の事項の欄にあります(事項)給与その他の勤務条件の調査研究費の86万6,000円の減額補正であります。これは、新型コロナウイルスの影響により、当初予定していた九州各県の会議や説明会が書面審議やWeb上での開催へと変更になったことに伴う旅費等の事務費の執行残であります。

なお、お手元に来年度の県職員採用案内パンフレット及び大学卒業程度の県職員採用試験案内をお配りしておりますので、参考までに御覧ください。

引き続き、関係部局との情報共有や連携を一層強化しながら、県の将来を担う優秀な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろ

しくお願いいたします。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。議案についての質疑はございませんか。

○函師委員 482ページの県職員の採用実施に関する費用が減額になっているんですが、これはやっぱり、受験者数が減っているからとか、ほかに、特にどのような内容で減額になったんでしょうか。

○三井人事委員会総務課長 県職員採用試験関係の減額ですけれども、応募者数が減ったということではなくて、コロナ関係によりまして、採用試験に関する事前の説明会や会議、出張、そういうものが減ったということでございます。受験者数と関係はございません。

○西村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、その他で何かございませんか。

○星原委員 毎年採用になりますが、3年以内とか1年以内とか、短い期間にやめる人というのは何人ぐらいいるんですか。

○三井人事委員会総務課長 若手職員の定義はないんですけれども、30歳以下の退職者ということで任命権者から聞いた話ですと、令和2年度は37名。そのうち、1年未満で退職された方が3名いらっしゃると聞いております。理由は転職とか様々です。また、元年度で言いますと、29名が退職されて、そのうち、1年未満が2人と聞いております。

○田口委員 ここに採用試験案内が来ておまして、既に3月から――2日前から受け付けている。以前、私が質問したときも、民間のところよりも早めにどんどん試験を進めているということでしたが、まだ開始して3日間ですけど3月の募集の状況はどうなんですか。

○三井人事委員会総務課長 3月から受け付けたばかりですので、まだ1日、2日とか、その程度しかたっていませんので、人数的には少ない状況でございます。

○田口委員 時期を民間よりも早めた効果が出てきていますか。

○三井人事委員会総務課長 はい。やっぱり大卒関係の内定率というのが、もう6月時点で75%とか、特に、理系は8割ぐらいとかになっていますので、早期に募集をして、早期に試験をして、辞退者を防ぐということにも、相応の効果があると思っております。

特に、昨年度設け直ししました一般行政の特別枠も早めに試験を実施しておりまして、5月下旬に合格発表いたしましたけれども、辞退者はゼロという状況でございましたので、やはり、早期に合格発表するというのは有意義なことではないかと思っております。

○田口委員 今まで民間が先にやって入ったというの、待遇的にはそんなに変わらないんですか。県のほうがいいんですか。

○湯地人事委員会職員課長 待遇的なものといえますと、初任給とか、そういったことになるかと思うんですけれども、県内で言うと、民間と県で大きく違うというところはございません。

○星原委員 今、休職している県職員は、どれぐらいいるものなんですか。

○湯地人事委員会職員課長 各任命権者で休職などの処分を行いますので、今のところ、手元に資料を持っておりません

○星原委員 分からなければ男女別、年代、20代、30代、40代、50代とかね、その休職中の人たちがどれぐらいいるか、後で調べて教えて。

○湯地人事委員会職員課長 令和2年度の全体の休職者数が——これが人事統計だから——知

事部局で71名ですね。

○星原委員 分かれば男女も。

○湯地人事委員会職員課長 男女までは分からないので、もし、よろしければ調べた上でまた、資料をお持ちしたいと思います。

○田口委員 基本的なことを教えてください。さっき1日から受付と言いましたけれども、この試験を受ける人は大学の3年生ですかね。4年生ですか。

○三井人事委員会総務課長 これは大体4年生が受けるという形になると思います。例えば一般行政の大卒、行政の特別枠とか、技術系もですけれども、年齢が21歳から28歳までとなっております。大体、4年生が来年の今、この試験を受けられるという形。4年生というか、今度4年生になられる方ですね。今は3年生ということですよ。

○西村委員長 よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、以上をもちまして、人事委員会事務局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午後2時57分休憩

午後2時58分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託を受けました議案の説明を求めます。

○阪本監査事務局長 令和3年度2月補正予算につきまして御説明をいたします。

まず、歳出予算説明資料の監査事務局のインデックスのついております471ページをお開きください。

一番上、補正額の欄ですが、1,280万6,000円

の減額でございます。

内容について御説明いたします。

475ページを御覧ください。

左上の補正額1,280万6,000円の内訳でございます。

3つ下、(目) 委員費、これは当委員会に4名の委員の方がおられます。この委員の皆さんの報酬が76万8,000円の減、それからその次、(事項) 運営費47万円の減、この運営費は監査の委員の皆さんの旅費等でございます。これはコロナによりまして出張が減ったということでの減額でございます。

それからその次の(目) 事務局費1,156万8,000円の減額、これは私ども職員の費用でございます。その次の(事項) 職員費902万8,000円の減、それからその下、(事項) 運営費が事務局の運営費で、これも主に旅費でございます。マイナス254万円でございます。この旅費もやはりコロナの影響で県内外へのお出張の多くが中止になったということによるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。議案についての質疑はございませんか。

○井上委員 確かにコロナになって、現場に行けない場合ということが想定できるわけです。ただ、監査はとても大切で、リモートで何とかと言っている場合ではないので、出張の中止だけでは監査の事務が滞るのではないかと予想されるんですけれども、何かほかに考える方向というか、何かそれに代わる対策みたいなのは取っておられるんですか。

○阪本監査事務局長 おっしゃるとおり、まず大阪事務所につきましては、さすがに大阪に行くわけにはいかないということで、委員の監査

はリモートでやっております。

ただ、私ども事務局職員は、ちょうど端境期といいましょうか、うまく行けた時期でしたので、そこでは実際に現場で監査をしております。

その他、特に事務局の職員の——事務局監査と言っているんですけれども——これはやはり緊急事態等の中でどうしても現場に行けないという場合があるので、書面監査といいまして、書面をコピーを取っていただいて、必要な箇所を送っていただいて監査し、疑問に思った点を例えば電話ですとか、メールでやり取りすると、こういったことで、ちょっと苦しいながら、昨年度から一部行っております。

○井上委員 やっぱり監査の関係というのはいろんな方法をつくり出さないといけないんじゃないでしょうか。監査しないで済むということにはならないので、やはり予定どおりの監査が行われるように、そのための何か新たな方法というか、書面監査だけというのもなかなか難しいところもあるでしょうから、そこはアイデアを出していただいて、何かほかに方法はないのか。それをやっていただけるといいかなと思うんです。

実際、監査が来られるということで、やはりそこに緊張感が走るということとはとてもいいことなので、ぜひ考えていただくといいかなと思っています。

○阪本監査事務局長 おっしゃっていただいたとおり、やはり現場に赴くというのが一番大事ですので、何とかそれに準ずる形で来年度以降取り組んでいきたいと考えております。

○西村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、その他でございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上をもって監査事務局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時3分休憩

午後3時5分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託を受けました議案の説明を求めます。

○酒匂事務局長 議会事務局の令和3年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の1ページをお開きください。

左から2列目の補正額の欄でございますが、6,693万1,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額の欄でございますが、11億4,792万2,000円であります。

補正予算の主な内容について御説明いたします。

5ページをお開きください。

まず、上から4段目の(目)議会費でございますが、3,556万9,000円の減額でございます。

主なものといたしましては、まず、その下の段の(事項)議員報酬の1,489万7,000円の減額でございます。これは議員辞職や給与改定に伴う議員報酬等の執行残でございます。

次に、ページ中ほどの(事項)常任委員会運営費の675万7,000円の減額、その下の(事項)議会一般運営費の848万1,000円の減額、一番下の(事項)特別委員会運営費の420万8,000円の減額でございます。

これらは、いずれも新型コロナウイルスの感

染拡大に伴い、県内外調査活動や各種行事などが中止となったことによる旅費等の執行残でございます。

6ページをお開きください。

次に、ページ上段の(目)事務局費でございますが、3,136万2,000円の減額でございます。

主なものといたしましては、まず、その下の段の(事項)職員費の734万7,000円の減額でございます。これは職員の給与等の確定などに伴う人件費の執行残でございます。

7ページを御覧ください。

次に、1番上の段の(事項)議会一般運営費の2,165万2,000円の減額でございます。これは随行旅費や議会棟改修工事に係る工事費などの執行残でございます。

歳出予算説明資料についての説明は以上でございます。

続きまして、繰越明許費についてでございます。

資料を替えていただきまして、お手元の令和4年2月県議会定例会提出議案(令和3年度補正分)の9ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正、1、追加と書いてある一覧でございますが、一番上の段の県庁1号館移転に伴う議会棟改修事業であります。

これは、新型コロナウイルスの影響により資材の納入に遅れが生じ、年度内完了が困難となりましたことから、5,800万円の繰越しをお願いするものであります。

なお、工事の完成は令和4年6月初旬を予定しております。

説明は以上でございます。

○西村委員長 説明が終わりました。議案についての質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 特にないようですので、以上をもちまして、議会事務局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時9分休憩

午後3時10分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

採決についてであります。委員会日程の最終日に行くこととなっておりますので、明日行いたいと思います。開始時間は13時10分としたのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子案についてありますが、本来であれば採決後に御意見をいただくところですが、今回は日程に余裕がございませんので、この場で協議させていただきたいと存じます。

委員長報告の項目について、御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後3時11分休憩

午後3時11分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

今の御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのようにしたいと思いますが、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後3時13分散会

令和4年3月4日(金曜日)

午後3時7分再開

出席委員(8人)

委員	長	西村	賢
副委員	長	安田	厚生
委員		星原	透
委員		中野	一則
委員		外山	衛
委員		田口	雄二
委員		井上	紀代子
委員		凶師	博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課	主査	増本	雄一
議事課	主事	山本	聡

○西村委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行いますが、採決前に、各議案につきまして、賛否も含めて御意見を願います。

暫時休憩いたします。

午後1時7分休憩

午後1時7分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、一括して採決を行い

たいと思います。議案第38号から40号、第54号から56号及び第60号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上で委員会を終了いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時8分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 西 村 賢